答申第 682 号
諮問第 1185 号
件名：特定の高校に関する報道された内容についてわかる文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 1 月 17 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 2 月 1 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

ア　異議申立書における主張

県教育委員会の東三河地区の高等学校、職・氏名 A は、学校経営案から、特定の高校の教諭ということが明らかになり、開示請求文書に文書特定をするために、明記した。

県教育委員会が、教諭の情報、勤務地区、氏名を公開しているのであるから、不開示の理由を「個人情報を開示することとなるため」ということ自体容認できない。そこまで、個人情報ということで不開示にしたいのなら、不開示決定通知書に、担当課、特定の県立高等学校ということを明記することにも疑問をもつ。

もし特定の高校ということが特定していなかったら、請求対象校が、全県におよび、複数になり、文書特定が多数になることが予想される。そのために、職員の名前から特定できた学校名をあえて明記した。念のため、各学校のクラス担当一覧、校務分掌担当者一覧、からも、職員の名前をもとに、学校名を特定できたことを付け加えておく。

教育委員会自らが、明らかにしている（個人名も）事件について、「行政文書があるともないとも答えることができない」ということは理解できない。職員名が、公開されたら、公開される事件であるなら、学

校付近の地域住民は、学校名は特定できる。教育委員会が明らかにしている、職員名、学校のある地域から、及び、学校経営案から、学校名が特定できる。

処分庁が開示していることについて、個人情報を開示することになるということで、「あるともないとも･･･」という理由づけは、理解しがたい。あるかないかを答えるだけで、個人情報を開示することになるということで、あるなら、最初から、職員名等を発表することをするべきでなかったということである。

個人名等を開示しておきながら、職員の氏名を開示したら（前記したように、勤務校も特定できる）、にもかかわらず、不開示にするということは、（一切の開示がなされないということは）請求者の知る権利を侵すものである。請求内容の、ある部分は保護者、等は知ることのできるものといえる。

本件事件は、性暴力であるので、不開示にすることは、教育行政の事件の隠ぺいである。教育行政として、今回の不開示決定は、許されない。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は概ね次のとおりである。

学校経営案は、県庁で「だれでも閲覧できるものである」、その性格などについて、意見書で、教育委員会が、主張されていることについては、あえていうなら、苦し紛れの言い訳としか言いようがない。

誰でも閲覧等できるのに、「教職員に示すために作成した」、ということは現実に合わないいいわけである。

5 月 1 日の時点･･･という主張についても、何を主張したいのか不明である。

公にすることが予定されている･･･という主張は、現在機能している文書について、開示しなかった故の言い訳としか理解できない。

本来は教育委員会の、いわれる「基準」について、明確な基準が決まっていないことが問題なのではないかといえる。また本件の開示請求について、学校等が作成している文書について、明確な認識をしていないということを明らかにしてということである。

現時点で、本件請求内容を不開示にする理由にはならない。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1)　本件請求対象文書について

本件開示請求は、特定の県立高等学校（以下「特定の高校」という。）に対する請求であり、本件開示請求書に記載のある「特定の高校　報道された内容について（A 教諭について）（特定の日付）」とは、特定の日に新聞等で報道された県立学校教員の逮捕についての内容であると推察された。

当該報道は、県立学校の教員が女子生徒（以下「被害者」という。）に対して自宅アパートにおいてみだらな行為を行った容疑で、管轄の警察署により逮捕されたため、逮捕当日に「愛知県青少年保護育成条例違反容疑による公立高等学校教諭の逮捕」として、当該教員の所属する学校種別（地域）、職・氏名、年齢・性別、容疑内容及び事案の概要並びに今後の対応について、愛知県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）が記者発表したことを受けての報道である。

よって、本件請求対象文書は、当該報道に関する事案についての内容がわかる文書のうち、特定の高校が管理するものであると解した。

(2) 条例第 10 条の該当性について

ア　本件請求対象文書は、当該報道に関する事案についての内容がわかる文書のうち、特定の高校が管理するものであり、特定の個人の処分に関する文書である。

本件事案は、教員によるわいせつ事案で、被害者が当該教員の所属する学校の生徒であり、被害者が特定されるおそれもあるため、本来であれば、教育委員会が定める懲戒処分の公表基準（平成 17 年 4 月 1 日）に基づき、当該教員の氏名及び当該教員の所属する学校名については、公表しないところである。しかし、本件事案については、被害者が公表を強く望んだことから、当該教員の氏名をあえて公表したものである。なお、当該教員の所属する学校名については、被害者が公表を望まなかったことから公表していない。

よって、当該教員の所属する学校名に関する情報（以下「本件存否情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

なお、当該教員の職、氏名等は公表されているが、本件存否情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当しない。仮に、当該教員の所属する学校名の情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、そのこと

をもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するということはできない。また、異議申立人は、異議申立書において、学校経営案から当該教員の所属する学校名が特定できると主張しているが、確かに県立学校等は、学校ごとに学校経営案という文書を作成しているものの、学校経営案は校長が、その年度の学校経営の計画を教職員に示すために作成されるものであり、外部への公表を目的とするものではない上、学校経営案には当該年度における 5 月 1 日時点での状況が記載されているにすぎず、開示請求日時点における県立学校の事実関係を正確に反映しているとまでは言えないことから、学校経営案の記載の有無によって慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるかどうかの基準として捉えることはできない。

さらに、本件存否情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、公務員である当該教員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

イ　ところで、開示請求人は、本件開示請求に当たり、「特定の高校　報道された内容について」として学校名を特定し、自ら特定した学校に対し直接開示請求書を提出している。

前記アで述べたとおり、当該教員の所属する学校名に関する情報は、個人情報として不開示情報に該当するものであるところ、請求先の学校を変えた同様の開示請求が繰り返された場合、本件開示請求及び同様の開示請求に対し、請求対象文書の存否を明らかにすると、条例第 7 条第 2 号に定める不開示情報である本件存否情報を開示することと同様の結果になる。

(3) 以上のことから、本件請求対象文書の存否自体の情報に条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報として保護すべき利益があることから、条例第 10 条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したものである。

4　審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、特定の高校に関して特定の日付で報道された内容についてわかる文書のうち、特定の高校が管理するものであると認められる。

(2) 存否応答拒否について

ア　行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ　条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ　当審査会において実施機関に確認したところ、教育委員会が定める懲戒処分の公表基準においては、本件のように報道された事案の場合、原則として職員の所属・氏名についても公表されるものの、公表により被害者が特定され被害者の人権に配慮する必要がある場合には公表しないことができることとなっている、とのことである。

本件事案は、教員によるわいせつ事案であって、本件存否情報である当該教員の所属する学校名が、当該教員に関する情報であると共に被害者に関する情報であったことから、本件存否情報を公表することで被害者が特定されるおそれがあったため、実施機関は、当該教員の氏名を公表する一方で、本件存否情報については公表しなかったものであると解

される。

エ　本件開示請求は、特定の高校に関する報道された内容についてわかる文書について、具体的に学校名を指定した上でなされたものであるが、開示請求は複数回行うことが可能であり、学校名を変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定の高校に関する報道された内容についてわかる文書の有無が明らかとなる。

以上により、本件請求対象文書の存否を答えることは、本件存否情報を明らかにすることとなる。

オ　本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものに該当するため、条例第7条第2号本文に該当する。

当審査会において本件事案に関する記者発表資料を見分したところ、当該教員の勤務地区、職・氏名については実施機関が自ら公表しているが、当該教員の所属する学校名に関する情報については公表していないため、本件存否情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報には該当しない。仮に、本件存否情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

よって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

そして、当該教員は公務員であるが、逮捕されたことは当該教員の職務の遂行に係る情報ではないため、本件存否情報は同号ただし書ハに該当しない。さらに、本件存否情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7 条第2 号に該当する。

カ　以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア　異議申立人は、特定の高校の学校経営案から、本件存否情報は明らかであると主張している。

当審査会において、各県立高校あての学校経営案の作成依頼文書を見分したところ、学校経営案は、学校経営の計画を教職員に示す趣旨で、5 月 1 日現在で作成されていることが認められた。こうした学校経営案の性格からすれば、学校経営案の情報は 5 月 1 日時点のものに過ぎず、その後の教職員の異動等を反映させるものではないことから、本件開示請求時点における特定の高校の正確な情報とは必ずしも一致しないという実施機関の説明が不合理とまではいえない。

また、本件は被害者の保護に最大限の配慮をすべき事案であり、教員の所属する学校名が明らかとなれば、被害者が所属する学校名も明らかとなり、被害者が特定されるおそれが高まることからすれば、教員の所属する学校名に関する情報が、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるかどうかの判断を上記のように厳密に行うこともやむを得ないものであると解される。

イ　異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記（2）で述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の高校　報道された内容について（A 教諭について）（特定の日付）わかるもの一切

① 事実経過
② 学校からの（学外への）報告書
③ 生徒・保護への文書、話したことの内容のわかるもの
④ 臨時職員会議、保護者、全校集会のことについて、記録、時間帯、出席者等のわかるもの
⑤ 職員の服務等周知したことの内容日時のわかるもの
⑥ 県教委報告、相談した内容日時のわかるもの、記録
⑦ 特定の年月の人権講和の内容のわかるもの
⑧ 県教委からの指導助言の内容のわかるもの、記録
⑨ A 教諭本人、管理職の反省の内容のわかるもの
⑩ 関するものがあれば含む

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２４．９．２０ | 諮問 |
| ２４．１１．５ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１１．７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．５．１５<br>（第 393 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．８．６<br>（第 401 回審査会） | 審議 |
| ２５．１０．１１<br>（第 407 回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．１７ | 答申 |

答申第 683 号
諮問第 1186 号
件名：職員の非違行為に係る報告について等の一部開示決定に関する件

# 答　　　申

## 1　審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 1 の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

## 2　異議申立ての内容

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 2 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 4 月 4 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

「公務内」であり「鍵」管理内容に関するものであるから、非開示にする理由は見当たらない。全面開示するべき事柄である。

仮に、一部開示が妥当とされても、高校名等を特定したからとしても個人の権利利益を害する恐れがあるものが記録されていることにはならない。

公務員の公務内のことを明らかにすることができないとすることは、その職務内容が、秘密裡に行われなければならないことなら、理解できないことでもないが、本件は、鍵の管理（非違行為報告書にあたること）に関してのことなので、秘密のことでもない。

「15 年前から…」ということについて、「管理」の引き継ぎ、点検、がこれまでおろそかにされていたということで、今回の該当する学校の管理職に管理責任を、職員等への「厳重注意」という形にしたことにも「なれあい」ということで明らかである。

本件事件は、管理職の学校管理責任が問われるものであり、学校名を不開示にすることは、教育行政のなれあいであり、事件の隠ぺいである。教育行政として、今回の一部開示決定は、許されない。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、概ね次のとおりである。

申立人が、申立書で主張したように、本件請求内容について、黒塗り部分が、開示されても違法性はない。

不開示に対する理由を、教育委員会は主張しているが、本件請求を不開示にする理由にはならない。

ウ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

本件に関しては、学校管理の問題であり、その学校管理の内容について記載されているものなので、そこに出てくる職員名等含めて、学校名等も含めて、これは学校職員の職務内容であると考えられるので、開示されて当然だと考えている。

本件については、学校管理の不徹底というよりも、職務専念義務に違反する内容であると考えているので、そのことを隠す必要はない。

こういうことがなぜ起きるか、というようなことも含めて、学校に問題提起をするときには、こういう審査会の表とか、非違行為報告書で、学校名等が書いていないと、全く参考にならない。

今回の件についても、これを参考にして、今後の対応に使いたいと思っているが、これほど黒塗りの部分があると、資料として使えないと思っている。

３　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1)　本件行政文書について

別表の１及び２の文書１から26までの文書は、平成23年度に発生した高等学校教職員の不祥事（交通事故は除く。）に関する事案について作成又は取得した文書である。異議申立書によれば、このうち異議申立ての対象となっているのは、平成24年２月１日に教育委員会が教員の服務監督上の措置として厳重注意をした高等学校での公務関係物品盗難に関する事案についての文書である別表の１の文書１から３までの文書であることから、以下、当該文書の記載内容及び開示しないこととした部分についての条例第７条第２号及び第６号該当性について述べる。

ア　別表の１の文書１（以下「文書１」という。別表の１の文書２以下も同様とする。）について

当該文書は、当該高等学校の管理責任者である校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出した

ものであり、鑑文、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書で構成されている。

鑑文には、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、標題、提出書類名等が、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、事後措置等が、被処分者の申立書には、被処分者の所属、職名及び氏名、申立て内容等が、校長の意見書には、校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、文書番号の一部、校長の所属、氏名及び印影、作成者の職名、氏名及び印影、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢、発生場所の学校名、概要及び事後措置に記載された個人の氏名、被処分者の申立書並びに校長の意見である。

イ　文書2について

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日及び場所、被処分者（審査の対象者）の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の所見等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、発生場所の学校名、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢、概要に記載された個人の氏名、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案並びに人事考査委員会の所見である。

ウ　文書3について

当該文書は、被処分者の処分内容を決定するために、教育委員会が作成したもので、起案文、処分案及び通知案で構成されている。

起案文は、担当者が決裁を得るための書類であり、起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が記載されている。処分案には、処分の名称、被処分者の所属、職名及び氏名、処分内容の要旨等が記載されている。通知案は、処分について、教育委員会教育長が当該高等学校の管理責任者である校長に通知するものであり、標題、通知内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、被処分者の所属、職名及び氏名並びに処分案及び通知案に記載された文書番号の一部である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア　本件行政文書のうち、開示しないこととした被処分者の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢、個人の氏名、校長の所属、氏名及び印影、作成者の職名、氏名及び印影、発生場所の学校名、文書番号の一部並びに

規律違反と認められる内容（以下「被処分者の所属等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ　本件行政文書のうち、開示しないこととした被処分者の申立書は、被処分者が非違行為の事実経過及び自らの心情を詳細に記載した文書であり、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ　本件において、異議申立ての対象となった事案は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、同号ただし書イには該当しない。また、当該部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロに該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、同号ただし書ハに該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、当該部分は、同号ただし書ニに該当しない。

エ　よって、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア　本件行政文書のうち、今回開示しないこととした人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の所見及び規律違反と認められる内容は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、当該部分を公にすることが前提になれば、関係者の率直な意見が得られなくなるおそれがあり、教育委員会が公正・中立的な立場で審議、検討を行うことが困難となる。また、被処分者の申立書及び校長の意見は、教員の任命権者である教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらの部分を公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人

事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ　したがって、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の所見、規律違反と認められる内容、被処分者の申立書及び校長の意見（以下「人事考査委員会事務局の処分案等」という。）は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

実施機関によれば、文書 1 から 26 までの文書のうち、本件異議申立ての対象となっているのは、高等学校での公務関係物品盗難に関する事案についての文書である文書 1 から 3 までの文書、すなわち本件行政文書であると解したとのことである。

本件異議申立ての対象が本件行政文書であることについては、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人からこの点に関する意見はなく、意見陳述の機会においてもこの点に関する意見はなかったことからすれば、実施機関の解釈には、誤りはないものと認められる。

そして、その構成及び内訳は、別表の 1 の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は上記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、同表の 1 の 3 欄に掲げる部分のうち、被処分者の所属等及び被処分者の申立書を条例第 7 条第 2 号に該当するものとして、人事考査委員会事務局の処分案等を同条第 6 号に該当するものとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア　条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と

照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、被処分者の所属等及び被処分者の申立書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　条例第 7 条第 2 号本文該当性について

被処分者の所属等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

被処分者の申立書は、被処分者が非違行為の事実経過及び自らの心情を詳細に記載した文書であり、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ　条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

本件異議申立ての対象となる事案については、実施機関は公表しておらず、仮に、被処分者の所属等及び被処分者の申立書の情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。したがって、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、被処分者の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、同号ただし書ハには該当せず、さらに、当該部分が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ　以上により、被処分者の所属等及び被処分者の申立書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第７条第６号該当性について

ア　条例第７条第６号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

　この考え方に基づき、人事考査委員会事務局の処分案等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　人事考査委員会事務局の処分案等を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

　したがって、人事考査委員会事務局の処分案等は、条例第７条第６号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1　異議申立ての対象となる行政文書

| 1　行政文書 | 2　内訳 | 3　実施機関が開示しないこととした部分 |
| --- | --- | --- |
| 文書1<br>職員の非違行為に係る報告について（平成24年1月12日付け） | 鑑文 | ・文書番号の一部<br>・校長の所属、氏名及び印影 |
| | 非違行為報告書 | ・作成者の職名、氏名及び印影<br>・被処分者の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢<br>・発生場所の学校名<br>・概要及び事後措置に記載された個人の氏名 |
| | 被処分者の申立書 | すべて |
| | 校長の意見書 | ・校長の所属、氏名及び印影<br>・校長の意見 |
| 文書2<br>審査表（平成24年1月27日付け） | | ・発生場所の学校名<br>・被処分者の所属、職名、氏名、生年月日及び年齢<br>・概要に記載された個人の氏名<br>・規律違反と認められる内容<br>・人事考査委員会事務局の処分案<br>・人事考査委員会の所見 |
| 文書3<br>教職員の人事について（平成24年1月30日起案） | 起案文 | なし |
| | 処分案 | ・被処分者の所属、職名及び氏名<br>・処分案に記載された文書番号の一部 |
| | 通知案 | ・被処分者の所属、職名及び氏名<br>・通知案に記載された文書番号の一部 |

2　異議申立ての対象とならない行政文書

文書4　非違行為報告書について（提出）（平成23年5月25日付け）

文書5　審査表（平成23年6月27日付け）

文書6　教職員の人事について（平成23年6月27日起案）

文書7　USBメモリー盗難に関する報告（報告）（平成23年6月6日付け）

文書8　審査表（平成23年6月27日付け）

文書9　教職員の人事について（平成23年6月24日起案）

文書 10　職員の非違行為に係る報告について（平成 23 年 6 月 27 日付け）

文書 11　審査表（平成 23 年 7 月 25 日付け）

文書 12　教職員の人事について（平成 23 年 7 月 25 日起案）

文書 13　職員の非違行為について（報告）（平成 23 年 9 月 14 日付け）

文書 14　審査表（平成 23 年 9 月 16 日付け）

文書 15　教職員の人事について（平成 23 年 9 月 22 日起案）

文書 16　非違行為報告書の提出について（報告）（平成 23 年 8 月 25 日付け）

文書 17　審査表（平成 23 年 10 月 24 日付け）

文書 18　教職員の人事について（平成 23 年 10 月 24 日起案）

文書 19　答案用紙盗難による個人情報の漏えい事件について（報告）（平成 23 年 11 月 8 日付け）

文書 20　審査表（平成 23 年 11 月 28 日付け）

文書 21　教職員の人事について（平成 23 年 11 月 29 日起案）

文書 22　非違行為報告書について（報告）（平成 23 年 12 月 12 日付け）

文書 23　審査表（平成 23 年 12 月 22 日付け）

文書 24　職員の解雇予告除外認定の申請について（平成 23 年 12 月 15 日起案）

文書 25　解雇予告除外認定について（通知）（平成 23 年 12 月 27 日付け）

文書 26　教職員の人事について（平成 23 年 12 月 21 日起案）

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　容 |
| --- | --- |
| ２４． ９.２０ | 諮問 |
| ２４.１１． ５ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４.１１． ７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５． ６． ３<br>（第395回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５． ７.１２<br>（第399回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５． ９.２０<br>（第405回審査会） | 審議 |
| ２５.１１． ６<br>（第409回審査会） | 審議 |
| ２５.１２.１７ | 答申 |

答申第684号
諮問第1191号
件名：予定価格調書の不開示決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、平成24年度における愛知県食品衛生総合情報処理システムの改修（以下「本件改修」という。）に係る「予定価格調書」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成24年9月20日付けで愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月27日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

「愛知県食品衛生総合情報処理システムの改修」最低落札価格の開示を請求したが、不開示となったため、再度開示の請求をしたい。

愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課食品安全対策グループより平成24年度公示された業務「愛知県食品衛生総合情報処理システムの改修」の入札に参画したが、最低落札価格に満たないとの理由において失格となった。当社が入札した金額は、落札者の入札した金額を下回っており本来であれば落札者となり得たため、最低落札価格の設定の確認を行いたい。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

一般競争入札においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定し、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第155条第2項に基づき最低制限価格を予定価格調書に記載している。

本件行政文書は、本件改修に係る入札に関して作成された予定価格調書であり、同入札に係る予定価格及び最低制限価格が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 6 号該当性について

予定価格は、相手方決定の基準であり、最低制限価格は、当該業務の内容に適合した履行を確保するため施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づき設定している。

また、最低制限価格は財務規則第 155 条第 1 項に基づき予定価格を基準に設定されているので、公表すれば予定価格が推定されてしまうため、開札後であってもこれを公表すれば以後の同種の業務に係る入札の予定価格及び最低制限価格が推測される。

最低制限価格は入札における下限の価格であるので、入札における金額の範囲が推測され、適正な入札を行うことが困難となる。

したがって、それらを公表することにより今後、県の同種の業務に係る入札においても金額が推測されてしまい公平な入札を行うことが困難となり入札事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、予定価格及び最低制限価格が記載された本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、入札した金額が落札者の入札した金額を下回っているので、異議申立人は、本当であれば落札者となり得た旨を主張している。

しかし、この異議申立人の主張は、前記(2)で述べた開示しないこととした理由に影響を及ぼすものではない。

なお、本件改修に係る一般競争入札では、入札公告及び入札説明書に、最低制限価格を設定し、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることを記載している。よって、入札者は、最低制限価格以下であれば落札者となり得ないことは了承済みである。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するもので

ある。
(2) 本件行政文書について
本件行政文書は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。
実施機関は、本件行政文書の全てを不開示としている。
(3) 条例第7条第6号該当性について
ア　条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。
　この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。
イ　当審査会において、実施機関に確認したところ、愛知県食品衛生総合情報処理システム（以下「処理システム」という。）は、愛知県行政情報通信ネットワークシステムを利用して、愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課内に設置されたサーバーと愛知県の各保健所等の端末との間で、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく愛知県の営業許可、監視指導、収去検査等の業務における情報を適切に管理するとともに、情報共有を図るために運用しているとのことである。
　また、処理システムは、保健所等の職員に一人一台ずつ貸与されているパソコンにおいて動作しているところ、パソコンのリース期限の満了により平成 24 年度に本庁のパソコンを更新し、さらに平成 25 年度には保健所等のパソコンを更新する予定であるとのことである。
　本件改修は、その際のオペレーティングシステム（以下「OS」という。）の変更及びシステムプログラムのサポート終了に伴う変更が主な内容であるとのことである。
ウ　財務規則第 153 条第 1 項によれば、予定価格は入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等により予定することと規定されている。また、同規則第 155 条第 1 項により、最低制限価格は予定価格の 10 分の 9 から
10 分の 7 までの範囲内で定めなければならないことと規定されている。
　そして、当審査会において事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件改修に係る予定価格は、システムエンジニアの単価、作業に係る工数等を基に算出されていたとのことであり、それを前提にすれば、予定価格を大幅に変動させる技術的革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低いものと認められる。

エ　また、前記イで述べたことからすると、本件改修は、新たに処理システムを開発するものではなく、既存の処理システムを新しいOS等に対応した処理システムにするための更新であり、定型的な業務であると認められる。そして、OSは通常、一定期間経過後に機能が改良されるものであることから、今後も処理システムの更新が継続的に行われるものであると認められる。

　こうした事情に加え、前記のとおり最低制限価格は予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で定めなければならないことからすれば、最低制限価格を開示した場合、予定価格も容易に類推される可能性があることに加え、将来予定される同種の内容の契約においても、予定価格及び最低制限価格を類推される可能性があることは否定できないところである。

オ　よって、本件行政文書を公にすれば、今後、県の同種の業務に係る入札において、公平な入札を行うことが困難となり、入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ　以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　容 |
| --- | --- |
| ２４．１１．１５ | 諮問 |
| ２４．１２．１４ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１２．１７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．２．１<br>（第 383 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．７．９<br>（第 398 回審査会） | 審議 |
| ２５．９．１０<br>（第 404 回審査会） | 審議 |
| ２５．１１．２８<br>（第 410 回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．１７ | 答申 |

答申第 685 号
諮問第 1141 号
件名：豊川保健所からあった報告書一式の不開示決定に関する件

# 答　　　申

## 1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 18 年 1 月 18 日に豊川保健所からあった報告書一式」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

## 2　異議申立ての内容

(1)　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 23 年 6 月 27 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2)　異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

悪臭公害については、強行法規である悪臭防止法では、強行法規の中で法の厳正な施行が担保される法構造を有しており、現実に極端な悪臭公害が存在するのであれば、市町村長が勧告・命令・告発という手段を執ることが法律上予定されている。これら強行措置を執るのに伴い公表することも可能である。

また、そもそも、強行法規によって厳正な施行が担保されるような類の公害について、社会的な批判・評価を受けることは当然のことであって、正当な利益に当たらないことは明らかであるので、公開される内容である。

一般に、公害に関して公開された事案については、事例の資料として貴重であるから、関係者は長期に渡り特定の公害に関係した事業者の情報を保有するのが実態であって、愛知県が現在採用しているように、過去のある時点の特定の者に不利益を与えるおそれのある情報は、相当期間経過後は、公開すべきでないという類の考え方は、少なくとも環境・公害に係る事案については、なじみにくいものである。

愛知県が公開している情報の中には、公害に関して実施機関が主張するような社会的評価、正当な利益を損なうような類の情報が公開されて

いるものはあるが、それらの情報が知られたからといって、その後社会的評価、正当な利益を損なったという明確な因果関係が示された事例は確認されておらず、他の官公庁の事例であっても、明確な因果関係が示された事例は確認されていないものと思われる。

本件の場合、愛知県情報公開条例解釈運用基準によれば、条例第７条第３号の解釈に当たっては、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるとされているが、本件処分に当たって、このような蓋然性が要求されることが、一部開示決定通知書からは読み取れない。すなわち、本件の場合、単なる抽象的な可能性に留まり、法的保護に値する蓋然性に値するとまではいえないという評価がされる性質の問題である。

本件の場合は、既述のとおり不開示情報には該当しない上、仮に、実施機関の主張のとおり、不開示情報に当たるという解釈を採用したとしても、条例第９条が適用され、本件情報は公開が求められる情報になるということである。

本件で問題とされる化製場については、廃棄物を扱うこともあり、また廃棄物でないとしても、実態として廃棄物処理施設と同様の操業形態を伴うものである。

化製場の維持管理に係る注意事項と、廃棄物処理施設の維持管理に係る注意事項は極めて類似のものであって、廃棄物処理法に係る情報公開には応じても、化製場等に関する法律には応じないということは、合理性、整合性に欠けるものである。

許可という制度から明らかなように、そもそも、許可を得てから操業を開始しなければ、論理的に問題があり、操業時点を愛知県として認知しながら、事後処理として、許認可事務を行うということは、行政手続上問題なしということにはならず、許認可並びに、不利益処分の公開されている基準からして、運用実態が他の事例との均衡という観点からして問題がないのかという側面からは、多様な問題を含む事案と思われる。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は概ね次のとおりである。

実施機関は、「特定の事業者のノウハウ」について問題にしている様子である。

情報公開制度において、ノウハウに関する問題の当否が問題となった場合、考慮する要素は複数あることから、慎重な評価が求められるものである。

通常は、プラントのノウハウといった場合、特許や実用新案の対象物

の認定傾向から読み取れるように、個々の装置の構造（例えば形や大きさや材料）や運転条件（例えば温度、濃度、反応時間）といった、単位操作に係る条件である場合が多いものであり、一方で、実施機関は、類似の文書において、管の長さがノウハウとして評価されるという類の主張をしていることから、「総合すると」ノウハウになるという評価は適当かどうか疑問である。

むしろ、同業者においては、今回実施機関が主張するような情報は常識のごとく周知されていると解されるものであり、今回の非公開部分が、同業者においても知られていないことの説明が実施機関からなされないと、実施機関の説明を採用することには、やや無理があるようにすら思われるものである。

実施機関は、特定の事業者の製造設備、製造工程その他の情報は法人の内部管理情報に該当すると主張している。

しかし、内部管理情報であれば、無条件に非公開とすることを条例は予定しているものではなく、内部管理情報であることを理由に非公開となることは、限定されるものである。

通常、内部管理情報であることを理由にするのであれば、個人に関する情報を問題とするような事例で、条例の型が個人識別情報型（特定の個人が識別されるおそれがある）かプライバシー型（通常他人に知られたくないと評価される情報）かということの評価の問題を前提とすることが多いものである。

そうすると、今回は法人に関する情報ということで実施機関は非公開にすべきと主張しているものであり、個人識別情報型が予定している非公開の類型にも当たらないものであり、プライバシー型が予定している非公開の類型にも当たらないものであることから、非公開理由と評価することが疑問である。

今回不開示とした情報を開示した場合、直接に、「事業者の事業活動が損なわれる」という因果関係を認定することは極めて困難である。

なぜなら、化製場に係る業界においては、今回不開示とした情報を開示した場合に、直接影響を受けるような営業実態となっていないことがあるものである。

愛知県内の化製場全部の事業場の数は、10 程度であって、しかも、許可を受けている、処理することができる品目については、各化製場において、重複している事実はないことが大きく影響しているものである。

そして、今回不開示とした情報を元に、新規参入を企図した業者が、生産設備を導入したとしても、特定の事業者と同じ品目において、許可を申請するとは限らないものである。

ノウハウ該当性について、評価することが、今回は必要ということに

なるのであるが、実施機関の側が、もしノウハウと断定する場合には、広く公開されている知見に「明白に」該当しないことがわかりやすく説明されることが求められるものである。

通常は、プラントの配置であったり、配管の太さ、材料、長さの情報については、既述の工学的知見に基づいて、当然のことながら、経済的に合理的にプラントは設計、製作されるものであるから、ホームセンターで売っているような、管材料を用いたり、その業界の大手で販売している生産機器を、単位操作の一ユニットとして採用したりということが行われることは、一般に、簡単に予見されることである。

特定の事業者の場合は、特に化製場の事例ということであるから、許可を受けている品目からしても、特別な材料であったり、特別な生産設備は、経済的事情からして、通常は採用されないことは明らかである。

もし、特別なことをしているとすれば、経済的見地からして不合理である。

既述の公とされている情報なしで、プラントを設計することは不可能である。

もし、不開示とすべき情報が存在するとしても、既述の公とされている情報を利用したにすぎない部分については、法人の正当な利益を損なう場合には該当しえないものであるから、公開しなければならないものである。

今回の不開示理由説明書の文脈上は、愛知県が、本件限りの特別な条件を付することで、特定の事業者は許可を受けることになったと推測されるものであり、当該推測を否定するような、特段の情報は、実施機関からは与えられていない。

化製場の許可が法律上厳格化されているのは、それだけ、迷惑施設として顕著な特徴を有する事業場であることがあるものであって、特定の事業者については、本件の許可が下りるまでに、無許可で、悪臭公害の原因事業場として、周辺を来訪する不特定多数の者に不快感を与えていた事実関係が、存在するものである。

もし、本件処分が妥当ということで審査会に答申がなされたとしても、愛知県が、特定の事業者の許可にあたって、特別な「手当て」という条件を付していたという情報が、異議申立てをしたことによって、実施機関から文書で得られたという事実ができたことになり、本件異議申立ては大きな意義があったことになる。

また、悪臭公害について、過去あったからといって、いつまでも公開されることを問題視するような説明も、不開示理由説明書には見られるものであるが、実施機関（愛知県知事）の対応の現状からして、公正か疑問である。

なぜ、環境部においては、公害発生源事業場が公開されるのかということについて、実施機関（環境部）では、公害発生源事業場については、公害発生源事業場としての社会的責任があることと、公害発生源事業場の情報を公開することは、公益性が大きく、裁量的公開と解されることを理由として説明しているものである。

そこで、本件についてみると、実施機関が作成した不開示理由説明書の記載の文脈では、「仮に」という枕詞が強調されているものの、文脈上、特定の事業者を発生源として、悪臭公害があったことが客観的に読み取れるものである。

すなわち、特定の事業者は、愛知県平成 18 年（調）第 5 号事件における、被申請人工場そのものであって、特定の事業者が、周辺環境に対して、悪臭を発生し、被害者を発生させた公害の発生源であったことが、客観的に公となっているものである。

そうすると、「法人の正当な利益」を考慮するとしても、特定の事業者が悪臭公害の発生源であったことは、公開されている情報から明らかということになるから、実施機関の不開示決定は、取り消して公開すべきである。

ウ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

いわゆるこの手の産業機械それからプラントという部分に評価されるものについては、いわゆる工学的知見、例えば機械工学便覧という一般に市販されている文献であったり、あるいはその手の産業の専門雑誌等があるので、こういう操作、あるいはこういう形、こういう機械を作ったらどうなるという情報がかなり公開されていて、その情報を使わずにプラントを作成するというのは事実上不可能である。

化製場といっても処理するものがいろいろあり、許可を受けたものしか業として営んではいけないから、化製場であって、仮にここから何らかのノウハウに値するというものを入手したからといって、この会社が営業しておるものに損害を与えるという因果関係に結びつけることはかなり無理がある。

もし一握りのノウハウ等の情報を入手したとしても、会社の経営というのは特定のノウハウを持っているというだけでは、必ずしも高収益体制に結びつくわけではなくて、やはりそれは営業の体制であったり、分かりやすいＰＲであったり、その他地理の要件など複合要因によって結果として会社組織、法人が利益を得るという結果を得るということで、単純にある種のノウハウを取得したから、儲かるようになったというような、そんな単純なものでは経済学上は、ならないはずである。

今回、3 号のイの該当ということで、事業者の生産技術、販売上のノ

ウハウということが列記されているが、販売上のノウハウではないし、経理人事の内容でもないので、やはり生産あるいは技術上のノウハウがあることが不開示理由にするならば必要であるということで、かつ、条例というか基準が規定しているのは事業者の事業活動が損なわれると認められるということを要件にしているものだから、この情報だけを入手したからといって損なわれるという結果が認められるかというと、かなり無理があるであろう。

一つには手当というものが存在して、その手当というものが、客観的に見て、他に影響するような性質なものであるということが、不開示理由説明で説明されるということは、そこの部分については、本来公開すべきであるという解釈がとられると思う。だから、これはもともとの原処分においても、手当が存在すること、その手当がどういう趣旨のものかということを、不開示理由説明書で説明できても、実際の開示請求をした場合に、その文書のそこの部分が全部非公開になっておるというのであれば、やはり原処分の時点でそこの部分は出してもいいはずなので、出さなければ問題があるであろう。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業者に関する愛知県豊川保健所蒲郡支所（以下「蒲郡支所」という。）からの報告書の写しである。

(2) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書には、特定の事業者の製造設備、製造工程その他の情報が記載されており、同業者においては、公開された情報を総合すれば、製造方法等特定の事業者のノウハウについて、推測することが可能となる情報である。また、法人の内部管理情報にも該当する。

したがって、本件行政文書に記載されている情報を公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号イに該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書には、特定の事業者が化製場の許可を取得する際の蒲郡支所から愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）への報告及び生活衛生課から蒲郡支所への助言が記されている。

化製場等の設置許可申請があった場合、構造設備については化製場等に関する法律施行条例（昭和59年愛知県条例第24号）第3条で規定されている構造設備の基準に合致しているか否か、設置場所については化製場等

に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 4 条各号に掲げられている場所であるか否か、法第 4 条第 3 号に該当する場合については、化製場等に関する法律施行細則（昭和 32 年愛知県規則第 21 号。以下「規則」という。）第 4 条各号に掲げられている場所であるか否かを審査している。

具体的には、法第 4 条柱書において「都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第 1 項の許可を与えないことができる。」と規定され、同条第 3 号には「その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所」と規定されている。

また、同号を受け、規則第 4 条において、「低湿、かつ、排水の不十分な場所」（第 1 号）及び「学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲並びに国道及び県道の各一側並びに河川、水流等の各一岸から百メートル以内の場所」（第 2 号）が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として具体的に規定されている。しかし、同条ただし書において、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでないと規定されている。

化製場等の設置許可において、この規則第 4 条ただし書に該当する可能性がある場合、施設が公衆衛生上の危害を生じないような手当（担保）があるか否かを確認している。この手当の内容については、施設ごとに異なるものであり、単に当該手当の内容を確認するのみならず、施設ごとの諸事情を勘案して判断している。

本件行政文書を公にすると、施設が公衆衛生上の危害を生じないような手当の具体例を公にすることとなり、実際には施設ごとに諸事情を勘案して当該手当の当否を判断しているにもかかわらず、判断対象の一部分に過ぎない当該手当の内容のみが一人歩きする可能性がある。化製場等の設置許可においては、相手方事業者と率直な意見交換や情報提供を相互に行うことにより許可の可否を判断しているところ、当該手当の内容が一人歩きした場合は、相手方事業者がその手当の内容に拘泥して許可の可否を判断できない可能性がある。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、化製場等の設置許可事務事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、強行法規によって厳正な施行が担保されるような類の公害について、社会的な批判・評価を受けることは当然であって、正当な利益に当たらないことは明らかであると主張している。

しかし、仮に悪臭により苦情を受けたとしても、現在は是正され、近隣

から苦情を受けていないのであれば、当該苦情を受けた法人は、いつまでも社会的な批判を甘受し続けなければならないものではなく、過去の事実を公にしない正当な利益があるといえる。

よって、異議申立人の主張は、前記(1)から(3)までで述べた開示しないこととした理由に影響を及ぼすものではない。

4　審査会の判断

(1)　判断に当たっての基本的考え方

条例は、第１条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2)　本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業者に関する蒲郡支所からの報告書であると認められる。

実施機関は、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3)　条例第７条第３号イ該当性について

ア　条例第７条第３号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件行政文書が条例第７条第３号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ　実施機関によれば、本件行政文書には、特定の事業者の製造設備、製造工程その他の情報が記載されているとともに、特定の事業者が化製場の許可を取得する際の蒲郡支所から生活衛生課への報告及び生活衛生課から蒲郡支所への助言が記載されているとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書に

は、特定の事業者の製造設備等に関連した報告や助言において、特定の事業者の製造設備、製造工程等に関する機微な情報が記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書を公にすることにより、特定の事業者の社会的評価に影響を与えるおそれがあり、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件行政文書は条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア　条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　法第4条は、化製場の設置場所が、知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所であるときは、化製場等の設置の許可を与えないことができる旨を定め、規則第4条において、知事が設置の許可を与えない場所を具体的に指定している。しかしながら、当該場所に設置する場合であっても、同条ただし書において、「知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。」として、許可を与えることができる旨を規定している。そして、実施機関によれば、同条ただし書に該当するか否かの判断に当たっては、施設が公衆衛生上の危害を生じないような手当（担保）があるか否かを確認しているとのことである。

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、規則第4条ただし書により、知事が公衆衛生上支障がないか否かを判断するための情報が記載されていることが認められた。そして、この内容が明らかにされると、知事は各施設ごとの諸々の事情を考慮して公衆衛生上支障がないか否かを判断しているにもかかわらず、許可申請者が、一般的にこのような内容が講じられていれば支障がないものと誤解し、知事に対し同様の取扱いをするように求めるおそれがあるものと認められる。

よって、本件行政文書を公にすることにより、化製場等の設置許可事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件行政文書は条例第7条第6号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．９．２６ | 諮問 |
| ２４．６．１９ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．６．２０ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．６．２１<br>（第397回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．８．２９<br>（第403回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．９．２０<br>（第405回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．２７<br>（第413回審査会） | 審議 |
| ２６．２．５ | 答申 |

答申第686号
諮問第1142号
件名：化製場等に関する法律第8条の規定に基づく施設の設置についての一部
　　　開示決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論
　愛知県知事（以下「知事」という。）が、化製場等に関する法律第 8 条の規定に基づく施設の設置について（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別記に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容
(1)　異議申立ての趣旨
　本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年6月27日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 8 月 10 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。
(5)　異議申立ての理由
　ア　異議申立書における主張
　　異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。
　　添付された地図については、地図に使用されている図形の形、フォント等から特定の地図作成会社が発行する住宅地図のコピーであることは明らかである。特定の地図作成会社が発行する住宅地図については、愛知県図書館においても、誰でも自由に閲覧できることは周知の事実である。
　　定款において並んでいる印影の数と発起人の氏名及び住所と思われる情報の数からして、発起人の氏名に対応する印影が非公開とされていると理解される。
　　しかし、本件の場合、発起人の氏名と思われる、個人を正に特定される情報が公となっている以上、個人の識別を避けるために、印影を非公開にするという考え方は、発想が逆であって、個人の識別を避けるという目的からして、実効性が失われるものと理解されるものである。
　　しかしながら、本件対象公文書は、当該事業場が定款を定める際に作製された文書という位置づけであり、そこに押印されている印影は、当該事業場が定款を定める上で押印されている印影であると認められ、第 2 号本文に規定する個人に関する情報に該当するとは認められず、非開

示とする根拠として本号を適用した実施機関の判断は妥当ではない。
法人の中には、「印影が公開されても別に構わない」と思っている法人も少なくないように思われ、一般常識として、請求書に記載して顧客に交付するような業者の印影は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものにはあたらないものである。
実施機関は、公にすることによって、当該法人の正当な利益を害するおそれを主張するが、通常は銀行取引に使用する印章を環境行政に関する書類に押なつすることはないと考えられるから、悪用されるとするおそれがあるとするということを判断の前提としている実施機関の主張は適切とは言い難いものである。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の書類は全部公開であるという取り扱いは既に確立しているところである。
本件事業場は法律上の位置づけとは別に、環境への影響という見地からすれば、廃棄物処理施設と同類の施設として分類される施設である。
そうすると、廃棄物処理法関係の書類は全部公開であることに準じて、本件の事業場に関する情報も全部公開が原則ということになる。
製造設備、製造工程については実施機関は非公開としている。
しかし、当該事業場は産業としてみると、いわゆる工場のプラントであり、プラントの単位操作に相当する、製造設備、製造工程が実施機関が特定した情報に当たることになる。
これら特定の情報について、ノウハウと実施機関は認定している様子であるが、そもそも、当該非公開情報を実施機関はノウハウに該当する情報と認定しているが、誰が見ても客観的にノウハウに該当する情報であるのかが疑問であり、申立人は、当該情報を知ることが出来ないのであるから、審査会に、当該情報がそもそもノウハウに該当する情報であるのかを評価してもらう必要がある。
さらに、ノウハウに該当したとしても、その情報は本件開示請求に係る総合的状況からして、非開示にしなければならない情報に本当に該当するのかを審査会に評価してもらう必要がある。
基本的な単位操作については、産業機械において、ほとんどのケースにおいて、確立しているものであり、便覧や雑誌を精読すれば、多くの事例についての情報を入手できることは公知の事実である。
具体的には、施設の構造設備の概要として、原料処理設備、分離処理設備、乾燥機、脱臭装置がすべて非開示とされている。
本件非開示情報は、施設の構造設備の「概要」である。化製場の事業内容は化製場にある程度共通しているものであり、一般に相当知られていると考えられることから、化製場の概要が秘密にあたるとは通常考えられず、すべて開示されなければならない性質の情報と評価される。

さらに、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法、工程図についても、全部非公開とされているが、最大製造能力に乾燥魚荒粕として説明がされており、魚粉に係る化製場であることは明らかであり、現在公開されている情報から、ある程度情報の性質が限定されるものである。

また、最大製造能力、脱臭機、脱臭能力について秘密とされている。しかし、先の説明にあるように、法律上の位置づけの問題があるが、施設の実態としては、化製場であっても、廃棄物処理施設であっても、実態は同類の施設であって、当該事業場の最大製造能力に係る諸元については、公開が求められるものであり、また、公益性を有する情報である。

脱臭機、脱臭能力の情報は、実際に悪臭公害をなくすために必要な規模として決定される情報であり、公益性は明らかである。

そして、脱臭機、脱臭能力の情報から、当該事業場の内部情報を逆に探知することは不可能であり、脱臭機、脱臭能力の情報は不開示情報にはあたらないものである。

一般に、化製場特有の悪臭原因物質については、過去の研究によって、悪臭を伴う大気中の濃度変動が激しいことが一般に知られており、悪臭公害をなくすのであれば、相当余裕をもって脱臭能力を設定する必要があるものである。

そうすると、脱臭機の構造がいかなる構造でいかなる能力であったとしても、法人の正当な利益に結びつくものではないことから、非公開とする必要のない情報である。

廃棄物処理施設については、愛知県は全部公開が原則としていることは既に述べたところである。

そうすると、本件において、図面上の機械の大きさや、配置の情報を公とすることは、むしろ第９条関係（公益上の理由による裁量的開示）に該当すると評価されることとなり、今回の実施機関の判断は理由がないことになる。

脱臭装置については、屋外に設置されていることが図面からは伺えるものであるが、愛知県は事業場に係る情報であっても、屋外から伺えるものについては原則公開としているものであり、脱臭装置については公開すべきであると考える。

また、図面上において、文字による説明が非公開とされているが、仮に、当該非公開部分が公開されたとしても、図面上の機械の大きさや、配置の情報が特定されるものではないので、文字による説明は、公開が必要な情報ということになる。

さらに、配置の図面すべてが非公開とされているが、実施機関の説明からすれば、非公開とする必要があるものはすべてではないことになるから、他にも開示できる部分が図面にはあったと評価される。

化製場は残渣を処理するために古くから存在している重要な施設であるが、化製場においては、製品原料の調達はその会社自らが行っている場合が多く、化製場に係る産業構造からして、化製場の製品製造工程が明らかになったからといって、直ちに当該化製場の競争上の地位を害するという評価に結びつけることは、適当ではないと考えられる。

さらに、条例は、おそれを具体的蓋然性と評価していることから、本件の場合、実施機関において、具体的蓋然性を説明する必要があることになるが、化製場に係る産業構造からして、おそれの具体的蓋然性を非公開を正当化するだけの水準で説明することは困難と考えられる。

愛知県においては、廃棄物処理法に係る産業廃棄物処理施設に係る情報公開は原則公開として、情報公開に応じており、相当の成果を社会に還元しているところである。

本件で問題とされる化製場については、廃棄物を扱うこともあり、また廃棄物でないとしても、実態として廃棄物処理施設と同様の操業形態を伴うものである。

同一のものであっても、廃棄物か有価物かは、付属する経済的事情から区分されるものであって、ものの性状を必ずしも区分するものではない。

化製場の維持管理に係る注意事項と、廃棄物処理施設の維持管理に係る注意事項は極めて類似のものであって、廃棄物処理法に係る情報公開には応じても、化製場等に関する法律には応じないということは、合理性、整合性に欠けるものである。

しかも、化製場の許可については、審査基準が公表されているものであるから、公正に行政運営を行うとすれば、公開しても問題はないと考えられる。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は概ね次のとおりである。

原処分時点の後の時点であるが、平成 25 年 5 月 30 日時点で、申立人が原処分を行った実施機関と同じ実施機関（愛知県知事）に対して、愛知県の情報公開請求に基づいて行った情報公開請求に対して、実施機関（愛知県知事）は、平成 25 年 6 月 12 日付け 25 大気第 192 号によって、一部開示決定を行ったものであった。

原処分に照らして、申立人が注目するのは、25 大気第 192 号においては、事業場平面図においては、全く不開示とはしていないことである。

25 大気第 192 号では、法人の特定を避ける趣旨で、法人名の固有名詞については、不開示情報に該当すると評価しているものの、法人が特

定されないという前提の上では、事業場平面図は、「当該法人の正当な利益を損なうおそれ」はないと評価している様子である。

大気環境課が、簡易開示として常態的に開示を行っている、大気汚染防止法に関する特定施設の情報からしても、どこの法人であるのかは、特定は可能である。

そうすると、実施機関（大気環境課）は、法人の特定を避ける趣旨で決定を行った様子であるものの、法人の特定は可能であることから、25大気第192号は、どこの法人がどのように事業場の敷地内に生産設備を配置して事業を営んでいるのかという情報を、実施機関（大気環境課）が開示したものとして取り扱うことが妥当ということになるものである。

もし、原処分が妥当であるとすれば、25 大気第 192 号との事情の相違が存在することが必要であるが、特別に、25 大気第 192 号と事情が異なることは、解することは無理である。

原処分の場合、特に、ノウハウに関して、不開示としている傾向が強いものであるが、25 大気第 192 号についても、同種の情報と捉えられるものの、ノウハウは問題としていない様子であるから、本当は、原処分において、事業場平面図を不開示とする理由は存在しないものである。

原処分のうち、特に、事業場平面図に関する部分は、不開示にする理由が本当は存在しないと解することが適当であることから、審査会においては、事業場平面図については、全部開示とすることが妥当であるとする趣旨の答申を求めるものである。

ウ　意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

ノウハウの関係のことは通常公にされている学術論文であったり、その手の産業上の標準的な仕様書であったり、例えば、日本工業規格もそうだが、その手の情報というものを使用せずに作成することは不可能なので、そこの情報のみの部分とそうでない部分を分離して、どうしてもノウハウに当たる部分だけを非公開にすべきである。

地図のメーカーは何社かあるが、この形で描画するのは特定の地図作成会社の地図だと分かる。年度については分からないが、例えば図書館に行くとある程度特定の地図作成会社の地図があるから、その地図と照合し突き詰めれば、この特定の地図作成会社の地図が何年度のもののコピーであるかということは、実際には特定が可能である。そういう場合に条例を厳格に適用すると個人の氏名というものを無条件に非公開とするのが、いわゆる個人識別情報型で、愛知県はその趣旨を貫徹している表れだと思うが、特定の地図作成会社の地図自体が、表に出ている表札の情報のみから作成されていることが既に公知とされており、その情報を地図という形で集約して商品として販売している中で、個人に関する

情報であることは分かるのだが、これを非公開にすること自体は疑問である。だから原則非公開というのは理解するが、既に公にすることが予定されている情報に該当すると思うので、こういう運用を地図で、かつ、その地図が商品であって、愛知県の図書館にも置いてあり、その地図は不特定多数の人が見ることを前提に社会に流通しているという、一定の要件が満たされるものについては、個人に関する情報ではあるが、例外として公開することが妥当ではないかと思う。特に今回に限らずこの手の地図の文書については公開することが望まれるであろうと思う。

法人の印影の件もあるが、愛知県の場合はそれを見せることは支障があるという判断のようなので、もし特別の事情があれば公開していただきたい。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1)　本件行政文書について

当該文書は、特定の事業者が化製場を設置するため、平成 18 年 3 月 8 日付けで愛知県豊川保健所蒲郡支所に提出した申請書及び添付文書、当該申請に関する同支所の復命書及び副申並びに愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）の決裁文書である。

(2)　条例第 7 条第 2 号該当性について

開示しないこととした部分のうち、個人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。したがって、当該部分は条例第 7 条第 2 号本文に該当する。また、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、開示しないこととした部分のうち、個人の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3)　条例第 7 条第 3 号イ該当性について

本件行政文書に記載されている法人の印影は、特定の事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、事業活動にかかわりのない不特定多数の者に広く一般に公開されているものとは認められない。

開示しないこととした部分のうち、製造設備、製造工程、設備能力、装置配置図の一部及び取扱説明書は、同業者においては、公開された情報を総合すれば、製造方法等特定の事業者のノウハウについて、推測することが可能となる情報である。また、業務概要、平成 18 年 3 月 8 日付け文書

及び調査結果は、法人の内部管理情報に該当する。
よって、これらの部分は、公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、添付された地図については特定の地図作成会社が発行する住宅地図のコピーであることは明らかであり、特定の地図作成会社が発行する住宅地図については、愛知県図書館においても、誰でも自由に閲覧できると主張している。

しかし、地図の作成会社及び作成年度が本件添付文書だけでは不明であることを考えると、自由に閲覧できるものとの判断は困難であり、また、不開示とした部分が個人の氏名であることを併せて考えると、いたずらに開示すべきものではないと考える。

イ 異議申立人は、愛知県において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の書類は全部公開であるという取扱いは既に確立していると主張している。

しかし、本県においては、廃棄物処理法の書類は全部公開とされているわけではなく、産業廃棄物処理業者としての社会的責任を果たす上から、業務停止命令に係る文書の開示をすべきとされているのみである。

ウ 異議申立人は、本件事業場は、法律上の位置づけとは別に、環境への影響という見地からすれば、廃棄物処理施設と同類の施設として分類される施設であると主張している。また、異議申立人は、化製場であっても廃棄物処理施設であっても、実態は同類の施設であって、公開が求められるものであり、公益性を有する情報であると主張し、さらに、化製場の維持管理に係る注意事項と、廃棄物処理施設の維持管理に係る注意事項は極めて類似のものであって、廃棄物処理法に係る情報公開には応じても、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）には応じないということは、合理性、整合性に欠けるものであると主張している。

しかし、化製場は、化製場等に関する法律第 1 条第 2 項に規定されているとおり、肥料、飼料その他の物を製造する、製造過程を有する施設であり、また、最終製造物は肉骨粉、魚油及び皮革等さまざまで、製造過程も多様であることから、焼却や中和等を行って廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設とは施設としての性質が異なる。

よって、本件行政文書の開示部分について、産業廃棄物処理施設と異なる判断をしたとしても、合理性、整合性に欠けるものではない。

エ 異議申立人は、産業機械の単位操作については、基本的なものについては多くが公開されており、便覧や雑誌を精読すれば、多くの事例についての情報を入手できることは公知の事実であると主張している。

しかし、たとえ製造機械の情報が公開されているとしても、化製場の製造機械は、製造規模、製造方法等に応じて、化製場ごとに特別注文されることが多く、また、製造機械の仕様が変更された結果、微妙な加熱時間の差異が生じること等により、製品の歩留まりや品質が大きな影響を受けることとなる。このように、化製場等で製品を製造する際の時間や温度管理等はその製造場のノウハウそのものであり、製造機械の配置図により配管の長さを知ること等により、特定の事業者の歩留まり率を向上させるノウハウを知ることが可能となる。

したがって、機械の操作方法を知ることが可能であったとしても、製造設備や製造工程の詳細な内容を公にすることにより、特定の事業者の競争上の地位を害することとなる。

オ　異議申立人は、化製場においては、製品原料の調達はその会社自らが行っている場合が多く、化製場に係る産業構造からして、化製場の製品製造工程が明らかになったからといって、直ちに当該化製場の競争上の地位を害するという評価に結びつけることは、適当ではないと主張している。

しかし、化製場の製品原料の調達はその会社自らが行っている場合が多いというのは、異議申立人の誤認である。その会社自らが原料調達を行う場合もあるが、多くの化製場では、専門の搬入業者及び農家等が直接持ち込む獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨及び臓器等を原料としている。しかし、この原材料は品質又は量が一定とは言い難い。例えば、農家から搬入される死亡した鶏及び魚市場等から搬入される魚介類の品質は、季節や搬送時間により大きく変化する。しかしながら、そのような中にあって、化製場事業者は自らの経験により培ったノウハウを駆使し、製品の品質及び歩留まり率を確保しているのが現状である。将来、新たな化製場を設置して業界に参入しようと企図する企業が現れた場合、当該企業がこれらのノウハウを知ることにより、特定の事業者の競争上の地位を害することとなることは明らかである。

カ　異議申立人は、本件行政文書において、原料処理設備、分離処理設備、乾燥機及び脱臭装置がすべて不開示とされているところ、これらの情報は、施設の「概要」であり、化製場であるならば、その事業内容はある程度共通しているものであって、一般に相当知られていると考えられることから、化製場の概要が秘密に当たるとは通常考えられず、原料処理設備等の情報はすべて開示されなければならないと主張している。

しかし、化製場の事業内容がある程度共通しているとしても、同業者が原料処理設備、分離処理設備、乾燥機及び脱臭装置の施設の概要を見れば製造方法等に関するノウハウを推察できるため、当該情報を公にすることにより、特定の事業者の競争上の地位を害することとなる。

キ　異議申立人は、本件行政文書において、最大製造能力に乾燥魚荒粕として説明がされており、魚粉に係る化製場であることは明らかであるから、製品及び取扱原料の種目、処理方法並びに工程図についても、現在公開されている情報から、ある程度情報の性質が限定されるものであると主張している。

しかし、前記ウで述べたとおり、現在公になっている情報からある程度の工程が推察できるとしても、そこから直ちにノウハウを推察できるものではないのに対し、施設の概要程度の情報であっても、公にすることにより、特定の事業者の競争上の地位を害することとなるのは前記オで述べたとおりである。

ク　異議申立人は、一般に、化製場特有の悪臭原因物質については、過去の研究によって、悪臭を伴う大気中の濃度変動が激しいことが一般に知られており、悪臭公害をなくすのであれば、脱臭機の脱臭能力は、相当余裕をもって設定する必要があるものであると主張している。また、異議申立人は、脱臭装置については、屋外に設置されていることが図面から窺えるものであるが、愛知県は事業場に係る情報であっても、屋外から窺えるものについては原則公開としているものであり、脱臭装置については公開すべきと主張している。

しかし、一般に、企業の製造能力に関する情報を得た競合企業は受注に有利となるものであるところ、脱臭機や脱臭能力を同業者等が見れば、製造施設のある程度の製造量等を知ることができ、それらの情報を公にすることにより、特定の事業者の競争上の地位を害することとなる。また、脱臭装置はその製造施設にカスタマイズされたものである場合が多いことから、脱臭工程自体がノウハウに当たる。なお、本件事業所の脱臭装置は屋外から窺えない位置にある。

ケ　異議申立人は、本件行政文書において、図面上の機械の大きさや、配置の情報を公とすることは、むしろ条例第９条による公益上の理由による裁量的開示に該当すると評価されることとなり、今回の実施機関の判断は理由がないことになると主張している。

しかし、本件行政文書において開示しないこととした部分には、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要となる情報は含まれていないため、当該情報を開示するに足りる公益性は存在しない。

よって、条例第９条に定める公益上の理由による裁量的開示を行う必要はない。

## ４　審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第１条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権

利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の事業者に係る化製場の設置許可に関する書類であると認められる。その内訳は、設置許可についての決裁文書並びにその添付資料として愛知県豊川保健所からの副申及び特定の事業者からの設置に係る申請書であり、実施機関は、個人の氏名及び印影を条例第7条第2号に該当するとして、法人の印影、製造設備、製造工程、設備能力、装置配置図の一部、業務概要、平成18年3月8日付け文書、調査結果及び取扱説明書を条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア　条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名及び印影が条例第7条第2号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　個人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

個人の氏名は、特定の事業者の事業場周辺地図に記載されているものであるが、当該周辺地図は特定の事業者から提出されたものであり、その作成者及び作成年度は明らかではないことから、不特定多数のものが閲覧可能な状態にあるものとは認められない。よって、個人の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、個人の氏名及び印影における個人は公務員ではないため、個人

の氏名及び印影は同号ただし書ハに該当しない。さらに個人の氏名及び印影が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の氏名及び印影は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア　条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、法人の印影、製造設備、製造工程、設備能力、装置配置図の一部、業務概要、平成18年3月8日付け文書、調査結果及び取扱説明書が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ　法人の印影は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

本件において、法人の印影は、化製場の施設設置許可申請書に押印されており、当該事業者において、当該印影を事業活動にかかわりのない不特定多数の者に対し、広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、法人の印影は、公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ　当審査会が本件行政文書を見分したところ、製造工程及び装置配置図の一部（以下「製造工程等」という。）について不開示とされている部分には、部外者が通常立ち入ることのできない場所に係る情報が記載されていることが認められた。これらの場所は、部外者が視認することができないか視認することが困難な場所であって、その場所に係る情報は、事業者の経営上のノウハウや防犯上公にすることになじまない事業者の内部管理に属する情報であると認められる。

また、当審査会が本件行政文書を見分したところ、製造設備、設備能力、業務概要、平成18年3月8日付け文書、調査結果及び取扱説明書（以下「製造設備等」という。）については、特定の事業者が事業活動を行う上でのノウハウや社会的評価に関する情報が記載されていること

が認められた。

よって、製造工程等及び製造設備等は、公にすることにより、特定の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ　以上のとおり、法人の印影、製造工程等及び製造設備等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

・　個人の氏名及び印影
・　法人の印影、製造設備、製造工程、設備能力、装置配置図の一部、業務概要、平成 18 年 3 月 8 日付け文書、調査結果及び取扱説明書

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．９．２６ | 諮問 |
| ２４．６．１９ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．６．２０ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．６．２１<br>（第397回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．８．２９<br>（第403回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１０．１１<br>（第407回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．２７<br>（第413回審査会） | 審議 |
| ２６．２．５ | 答申 |

答申第 687 号
諮問第 1144 号
件名：開示請求人との打ち合わせをすることなく閲覧場所使用の予約をする課室名がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論
愛知県知事（以下「知事」という。）が「開示請求人との打ち合わせをすることなく閲覧場所使用の予約をする課・室名がわかる文書　H22 年度 H23 年度」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容
(1) 異議申立ての趣旨
本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 23 年 7 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。
(2) 異議申立ての理由
異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。開示請求人は、教育委員会職員とは打ち合わせをしていないことを情報公開窓口職員に伝えている。情報公開窓口職員は教育委員会に開示請求人の言動を伝えている。開示請求人が来たら、その旨を情報公開職員は教育委員会に伝えている。

3　実施機関の主張要旨
実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。
(2) 本件請求対象文書について
本件開示請求は、本庁の課の行政文書又は保有個人情報について、閲覧等による開示を実施する場合の公開窓口又は個人情報窓口の総合窓口である、愛知県県民生活部県民生活課（中央県民プラザ）（以下「県民生活課」という。）に対するものである。
県が保有する行政文書又は個人情報の開示（以下「行政文書等の開示」という。）に係る事務手続は、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護

事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）（以下「事務取扱要領等」という。）で定められている。

この事務取扱要領等によると、行政文書等の開示請求がなされ、該当文書を閲覧等により開示を実施する場合、その日時については、あらかじめ開示請求者及び公開窓口又は個人情報窓口と電話等で連絡をとった上で、指定するものとされている。

本庁の課室が、行政文書又は保有個人情報について、閲覧等による開示を実施する場合、実務においては、開示場所となる県民生活課内の情報開示室の予約状況について、あらかじめ県民生活課に確認をした上で、開示請求者と開示日時を調整し、情報開示室の予約を行い、開示請求者に開示決定通知書等を送付後、開示を実施している。

よって、本件請求対象文書は、本庁の課室が閲覧により行政文書又は保有個人情報の開示を実施する場合に、開示請求者に電話等で連絡をすることなく情報開示室の予約をした課室名がわかる文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

県民生活課は、情報開示室の予約については、「情報開示室スケジュール表」に日時、課室名等を記載することにより管理しているが、開示請求者と連絡が取れているかどうかについては記載していない。

本庁の課室の中には、開示日時を決める上で、開示請求者と連絡が取れなかった場合について、暫定の日時で情報開示室の予約を取り、開示決定通知書等にその日時を記載し、「この日時にて都合が悪い場合には連絡をして下さい。」などの文面を付箋等に記入し、送付する開示決定通知書等に付している場合もあるとのことである。しかし、行政文書等の開示に係る開示日時については、請求を受けた課室が開示請求者と調整を行うものであり、その状況については、当該課室が把握していれば足りることである。このため、県民生活課が、当該課室から情報開示室の予約を受ける際に、開示請求者と連絡が取れているかどうかを把握し、記録しておく必要はなく、また、連絡が取れていない場合に、その後の連絡状況について把握し、記録しなければならない必要性もない。

以上のとおり、本件請求対象文書は作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア　実施機関によると、情報開示室の予約については、「情報開示室スケジュール表」に日時、課室名等を記載することにより管理しているが、開示請求者と連絡が取れているかどうかについては記載していない、とのことである。

当審査会において、実施機関から提出された「情報開示室スケジュール表」を見分したところ、当該スケジュール表には、日時、担当課室名、担当者名、担当者の連絡先、開示請求者名等について記載されているものの、開示請求者と連絡が取れているかどうかについての記載はないことが認められた。

イ　また、当審査会において事務取扱要領等を見分したところ、公開窓口又は個人情報窓口の総合窓口である県民生活課で行う事務と開示請求を受けた本庁の課室で行う事務が分けて定められており、閲覧等による開示を実施する場合の開示請求者との日時の調整に関する事務は、本庁の課室が行うことと定められていることが認められた。このことからすれば、県民生活課が、本庁の課室から情報開示室の予約を受ける際に、開示請求者と連絡が取れているかどうかを把握し、記録しておく必要はないという実施機関の説明は不自然とまではいえず、他に本件請求対象文書の存在を推認させる事情も窺われない。

ウ　以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　　月　　日 | 内　　　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．１０．４ | 諮問 |
| ２４．２．１ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．２．７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．１０．８<br>（第406回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１１．５<br>（第408回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．２０<br>（第412回審査会） | 審議 |
| ２６．２．５ | 答申 |

答申第688号
諮問第1183号
件名：開示日の実施日の調整に関する記録の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「開示日の実施日の調整に関する記録（教育企画室職員が実施したもの）（特定の職員が作成した報告書からの開示請求　行政文書不開示決定処分取消請求事件乙第 153 号証）」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 3 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 4 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(3) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載の「行政文書不開示決定処分取消請求事件乙第 153 号証」とは、開示請求者が原告として、実施機関との間で係争中の訴訟である行政文書不開示決定処分取消請求事件において、実施機関が名古屋地方裁判所に提出した、教育委員会管理部総務課教育企画室（以下「教育企画室」という。）の特定の職員が作成した報告書（以下「本件報告書」という。）のことであり、本件報告書には、行政文書開示請求又は自己情報開示請求が教育委員会に対してなされた際の、開示に係る事務の内容が記載されている。

本件報告書には、「対象となる行政文書を開示・一部開示する場合は、決定通知書の送付に先立ち、開示請求者と連絡をとり、開示の実施日を調

整します。」という記載があり、また、本件開示請求書には、「教育企画室職員が実施したもの」という記載もあることから、本件請求対象文書は、教育企画室の職員が開示請求者と連絡をとり、開示の実施日時を調整する際の調整に関する開示請求者とのやりとりを記録した文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

愛知県教育委員会情報公開事務取扱要領（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 教総第 732 号教育長通知）第 3 の 3(7)ア及び愛知県教育委員会個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 教総第 735 号教育長通知）第 4 章第 1、2(7)アの規定により、教育委員会においては、開示決定等の通知を行うにあたっては、開示の日時について、あらかじめ開示請求者と電話等で連絡をとり、指定した上で、決定通知書を開示請求者に送付するものとされている。また、開示請求者と連絡がとれない場合などは、主務課の都合のよい日時を記載して決定通知書を送付することもあるが、その場合は「御都合が悪いようでしたら、御連絡くださるようお願いします。」などと記載した付箋を貼るか、メモを添えて送付している。

このように教育委員会において開示の実施日時を指定する際は、開示請求者と電話、メモの送付等による調整を行っているが、日程の調整を行うのみであるため、当該調整に関する開示請求者とのやりとりについて記録を作成することはない。

念のため、教育企画室で本件請求対象文書の有無について探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、条例第 11 条第 2 項に基づき、不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

なお、実施機関によれば、開示の日時について、開示請求者と連絡がとれない場合等には、決定通知書に付箋やメモを添付して送付しているとのことであり、当審査会において実施機関に確認したところ、その付箋やメモは、組織的に管理されておらず、職員個人の判断で廃棄されていることから、行政文書ではない、とのことである。そして、付箋やメモといったものであれば、その性質上、組織的に管理されていなくても、不自然とまではいえないと解される。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った本件請求対象文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、開示決定等の通知を行うに当たっては、愛知県教育委員会情報公開事務取扱要領及び愛知県教育委員会個人情報保護事務取扱要領の規定により、開示の日時について、あらかじめ開示請求者と電話等で連絡をとり、決定通知書を送付するものとされており、開示請求者と連絡がとれない場合などは、付箋やメモを添付して送付している、とのことである。

本件請求対象文書は、開示の実施日時を調整する際の開示請求者とのやりとりを記録した文書であると解されるところ、開示の日時については、調整の結果が開示請求者に送付される決定通知書等に記載されるものであることからすれば、実施機関がその他に開示の日時の調整に関する開示請求者とのやりとりについて、記録を作成していないとしても不自然とはいえない。

したがって、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、他にその存在を推認させる事情も認められない。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　　月　　日 | 内　　　　　　　　　　容 |
| --- | --- |
| ２４．９．１２ | 諮問 |
| ２４．１２．２６ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１２．２８ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．７．１２<br>（第 399 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１０．１１<br>（第 407 回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．４<br>（第 411 回審査会） | 審議 |
| ２６．２．５ | 答申 |

答申第 689 号
諮問第 1187 号
件名：碧南工業高校の学校日誌の一部開示決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論
　愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が「学校日誌（碧南工業高等学校の特定の日付に関する分)」(以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容を不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容
(1) 異議申立ての趣旨
　本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 4 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 5 月 10 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。
(2) 異議申立ての理由
ア　異議申立書における主張
　異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。
　行事、伝達・連絡等については、これまで、他校について「学校日誌」についての、行政文書開示請求した時に、本件のように全面黒塗りはなかったとの記憶である。
　通知書には、行政文書の名称として、碧南工業高校学校日誌･･･とある。なぜ、通知書記載の理由のようなことになるのか理解できない。仮に処分庁が、述べるようなことが項目に反して、誤って記載されていたとしても、黒塗りにするとしたらその理由にあたるところだけである。
　本件では、請求したすべての学校日誌の「行事、伝達事項等」が、全面的に黒塗りである。
　今後、これまで開示されていた各学校の、学校日誌の、「行事、伝達事項等」が、黒塗りになることは、知る権利を侵害されることであり、容認できない。
　行事、伝達・事項等に記載されていることは、本来は、職務、業務内容であり、公開されるべきものである。当然これまでも公開されてきている。職務内容等を、秘密にすることは違法といわざるを得ない。
　申立人は、この黒塗りの部分について、休暇の職員名と推測されると

ころ以外は、黒塗りの部分については、何が記載されていたか想定できないので、項目で判断するのであるが、行事、伝達・連絡等について、公開できないとされたことについて、処分庁が、理由に述べることがこれだけの日数分あるとは、「その内容」について想像できない。付け加えるなら、そもそも行事内容は、年間計画等で、明らかになっていることである。あえて非公開にする理由がないのにそれまで黒塗りにすることは、処分庁の横暴である。もし本件の黒塗りが容認されたら、今後学校日誌は、本件に関するような理由で、黒塗りになるということである。

知る権利に対して、請求者は、具体的な理由もわからず、侵害され続けるということである、これまで開示されてきた内容が、黒塗りになるということであり、黒塗りは開示請求に対しての、処分庁による一方的な規制である。今回の黒塗りは、明確な理由のない、今後の規制強化にもつながることになり、教育行政の独断と教育行政の整合性、平等性を欠くことにもなる。教育行政として、今回の一部開示決定は、許されない。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は概ね次のとおりである。

申立人が、申立書で主張したように、本件請求内容の、黒塗り部分の「行事、伝達・連絡等欄」は、これまで開示されてきた。これは、行政文書開示決定通知書（19 名南高第 1087 号）でも明らかである。

仮に特定日の学校で、開示できないとされることが記載してあったとしても、全面的に不開示にされる理由がないと言うことである。不開示について教育委員会はいろいろ主張しているが本件の内容が全面的に不開示にされる理由がないことも明らかである。

本件「黒塗り」は、請求者の権利侵害であるばかりでなく、行政内部に新しい手間、判断の揺れなど混乱を起こしていることは明らかである。

ウ　意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

今回の事案では、学校の行事欄、伝達・連絡等欄が全面的に黒塗りになっていた。その後、別の学校についても同じような内容で開示請求をしたときに、同じように黒塗りになった。

今回の開示請求をして黒塗りになった後の事案については、今回異議申立している部分について全部黒塗りにしていくのではないかと推測されたので、そこを問題にしている。

開示したくないところだけを不開示にすればいいと思ったが、今後、そうではない部分も全部不開示にしていくような内容なので、私が開示

請求をしたために権利を縮小されるようなことが継続されるということは、今後の人のために責任を感じた。

行事欄を不開示にする理由は現実的にはない。行事というのは、学校経営案ということで、月ごとの予定表が全部公開されている。

伝達・連絡等欄についても、被害者の氏名等何か具体的に書いてあれば、それは不開示にする理由には当たると思うが、伝達・連絡事項で果たしてそういうことを書くのか。ここを不開示にする理由が、特別な日にはあるかもしれない。ところが毎回全部の学校でやるということは、理由としては考えられない。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県立碧南工業高等学校（以下「碧南工業高校」という。）が保管する学校日誌のうち、異議申立人が開示請求に当たり特定した日付のものである。

学校日誌とは、当該学校における 1 日の行事、授業日数累計、伝達・連絡等、職員の旅行の状況、職員の休暇等の状況及び生徒の欠席等の人数を記録したものである。

そのうち、開示しないこととした部分は、行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容並びに休暇等を取得した職員の氏名である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア　県立学校において、職員の非違行為等の不祥事があった場合には、通常、当該学校の全職員に対し、校長から事案の内容、再発防止に向けた取組などの説明が行われる。また、事案によっては、保護者への説明を行うため、臨時保護者会等を開催することもある。

こうしたことから、不祥事があった学校の学校日誌の行事欄には、臨時保護者会等の行事が記載されることがあり、また、伝達・連絡等の欄には、不祥事に関連して職員に連絡された内容が記載されることがある。

イ　異議申立人は、本件開示請求に先立ち、平成 24 年 2 月 20 日付けで「(2011 年度不祥事のあった学校について)（交通事故ははぶく）教職員の不祥事についてわかるもの一切」として、「③事件後の（わかったあと）学校の対応した（内容）ことのわかるもの（記録　学校日誌含む)」といった開示請求（以下「別件の開示請求」という。）を教育委員会に対して行った。この請求に対して教育委員会は、開示を求められた学校日誌については、各県立学校で保管している全ての学校日誌のうち、不祥事に関する内容が記載された日の学校日誌を学校名を明らかにせず

に特定した上で、当該行政文書の全部を条例第 7 条第 2 号に該当するとして、同年 4 月 4 日付けで教育委員会管理部教職員課において不開示決定をした。

本件開示請求は、この不開示決定を受けて、特定の高校を名指しして、当該不開示決定において特定された日付と同じ学校日誌の開示を求めるものである。

どの学校の学校日誌かということが特定された場合、行事欄に記載される行事の内容及び伝達・連絡等の欄に記載される職員に連絡された内容に不祥事に関連する情報があれば、当該情報は、不祥事に関連した特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

また、仮に不祥事があった場合に、学校日誌の行事欄、伝達・連絡等の欄に記載された不祥事に関する内容のみを不開示とし、不祥事がなかった場合に、当該部分を開示することとした場合、不開示とした部分があることで、不祥事があった学校であることが想定されることとなる。

よって、行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容は全体として条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ　なお、本件異議申立書の記載からは、異議申立ての対象は、行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容のみであると解されるが、念のため、休暇等を取得した職員の氏名の条例第 7 条第 2 号該当性についても検討する。

休暇等を取得した職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

よって、休暇等を取得した職員の氏名は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ　行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容並びに休暇等を取得した職員の氏名は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、同号ただし書イには該当せず、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらには、不祥事に関する情報及び職員の休暇の情報は、職務の遂行の内容に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、当該情報は条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

前述したように行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容には不祥事に関することが記載されることがあり、これを公にすると、記入者は開示されることを意識して、不祥事に関する詳細な記載を躊躇し、その結果、学校日誌への記載が適切に行われなくなる可能性がある。そうした場合、学校日誌が正確な学校の記録としての意味をなさなくなることから、当該部分を公にすることは、学校事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、行事欄及び伝達・連絡等の欄の内容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、碧南工業高校における特定の日付に関する学校日誌であると認められる。

そして、実施機関は、休暇等を取得した職員の氏名を条例第 7 条第 2 号に、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容を条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

異議申立人によれば、このうち本件異議申立ての対象となった部分は、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容とのことであることから、以下においては、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア　条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書について

も、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　本件開示請求は、別件の開示請求に対し、不祥事に関する内容が記載された日付の学校日誌を、学校名を明らかにせずに特定した上で不開示決定としたことを受けて、当該不開示決定において特定された日付と同じ日付の学校日誌を、学校名を指定して行われたものである。実施機関によると、不祥事があった高校にあっては、不祥事後の対応として、臨時保護者会等を開催することがあり、別件の開示請求に対する不開示決定において特定された日付の学校日誌については、県内のいずれかの高校において、行事欄及び伝達･連絡等欄にその記載が認められたものであるとのことである。

ウ　本件開示請求の内容は、別件の開示請求に対する不開示決定において学校名が不開示とされていたことを受けて、特定の学校名を指定して請求したものである。そして、開示請求は複数回行うことが可能であり、学校名を変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容に関し、学校ごとに開示又は不開示の判断が異なれば、それぞれの開示請求で得られる情報を組み合わせることにより、不祥事があった特定の学校名が明らかとなり、その結果、不祥事に関与した特定の個人を識別することができることとなる。

よって、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

エ　行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。そして、不祥事に関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないため、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は同号ただし書ハに該当せず、当該情報が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

オ　したがって、行事欄及び伝達・連絡等欄の内容は、条例第 7 条第 2 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　容 |
| --- | --- |
| ２４．９．２０ | 諮問 |
| ２４．１１．５ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１１．７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．６．３<br>（第 395 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．７．１２<br>（第 399 回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．９．２０<br>（第 405 回審査会） | 審議 |
| ２５．１２．４<br>（第 411 回審査会） | 審議 |
| ２６．２．５ | 答申 |

答申第690号
諮問第1139号
件名：捜査関係事項照会についての一部開示決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「捜査関係事項照会について（19尾環第6-1号)」(以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、捜査対象の内容が分かる部分を不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年7月19日付けで愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月29日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

捜査関係事項照会書を公開とすることによって、捜査手法等が明らかとなると、治安に影響が出るという類の実施機関の主張の様子であるが、環境法領域においては、特定の事実行為の違反の事実認定が捜査において必要なのであって、特別に捜査手法を秘密にしておかなければならないような性質の問題ではないものである。

市販されている文献からして、水質汚濁防止法第12条違反について司法警察の捜査が先行した場合、捜査関係事項照会書が水質汚濁防止法を所管する役所（本件の場合、尾張県民事務所環境保全課）に届くこととなることは、公知の事実である。

愛知県が過去に捜査関係事項照会書並びに捜査関係事項照会書に関する書類を非公開としてきたのは、確かに、案件によっては、捜査関係事項照会書の記載文書が、捜査手法を直接示すことにつながる記載となっていたり、捜査関係事項照会書の記載内容が、司法警察の立件において必要な着眼点を示しているような事例もありえるとは思われる。

例えば本件が水質汚濁防止法第12条違反についての捜査であれば、一般の犯罪事例のように、捜査手法によって、立件が大きく左右される場合とは異なり、水質汚濁防止法第12条違反については、証拠関係が

比較的明確であり、捜査手法が立証に影響しにくいという特殊事情が付属することになるものであり、実施機関の説明が適切とは言い難い事情ということになる。

今後、当該事業場が規制基準違反をしたとしても、新たな非違行為であって、本件捜査関係事項照会の内容が公となっても、当該捜査の対象であった水質汚濁防止法第 12 条違反の捜査に影響することはないことは明らかである。

一般に水質汚濁防止法第 12 条違反の場合、捜査関係事項照会によって、当該事業場が特定事業場であるか、過去の行政指導の経緯、といったことを捜査機関が照会することで、検察の立件段階において、情状事実を補強することで、処罰の意向を強めることとなることも、公知の事実である。

すなわち、犯罪の構成要件である、水質汚濁防止法第 12 条違反自体に、捜査関係事項照会書の内容が直接影響するものではないことから、本件文書を公開したからといって、当該犯行に直接影響するものでもなく、また、水質汚濁防止法第 12 条違反の捜査自体は、排出水の濃度測定を行うことによってなされることから、捜査手法を明らかにすることによって、今後の捜査に支障が生じるという説明は、非公開理由にはつながらない。よって、本件の開示、非開示とした評価自体は不適切ということとなる。

申立人は、水質汚濁防止法についての文献を保有しているので一例として、水質汚濁防止法を挙げたが、このことは、大気汚染防止法であっても同様である。

また、捜査関係事項照会自体、今後の捜査に影響するという性質の問題ではなく、実施機関の説明は、本件については適切とは言い難い。

今回実施機関の説明では、「支障を及ぼすおそれがあるため」とだけ示されているが、「相当の理由がある情報」については触れていないのである。

実施機関は、捜査関係事項照会に係る情報は機械的に非公開と理解している様子である。しかし、愛知県情報公開条例は制度設計の段階において、「相当の理由がある情報」に限定しているのである。

本件の場合は既述の理由によって、実施機関が根拠とする過去の答申とは区別されるものであるから、「相当の理由がある情報」には当たらないのである。

そして、現在愛知県が廃棄物処理法関係の書類は全部公開であるという姿勢をとることは、一定の合理性を有するものであって、評価すべきものであるが、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても、廃棄物処

理法の処理施設と同様に、周辺の環境に対する影響は大きく、ましてや、司法警察が問題とするような事例であれば、情報公開の公益性は明らかである。

そうすると、実施機関は捜査関係事項照会書の非公開にこだわるけれども、本件開示請求は、全部開示が求められるといえる。

仮に、愛知県が捜査関係事項照会書に回答することに起因して、当該事業場が損害を被ったとしても、当該事業場が正当な利益を損なうという類の主張は、社会通念上、正当という結論にはならないと思われる。

また、愛知県が捜査関係事項照会書に回答した事実がないとすれば、捜査対象との間の信頼関係を損なうこと、特に「著しく」損なうことはないと考えられるものであり、今回の実施機関の主張は、少なくとも、愛知県が捜査関係事項照会書に回答したことを裏付けるものであると考えるのは自然である。

そして、県が行う環境保全業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて言及されているが、過去の歴史的経緯からして、強行法規によって大気・水環境行政は担保されることが予定されていることからして、適正な遂行に支障を及ぼすおそれということは、法律の規定からして適切とは考えにくく、非公開の理由としては不適切である。

今後の協力が得られないということであるが、協力があれば好ましいけれども、環境保全は社会の利益であって、愛知県が気に入らないからといって協力しなくてもよいということには「絶対に」ならないものであり、本件主張は理解しかねる面を有するものである。

実施機関は、愛知県情報公開条例の第 7 条第 4 号並びに第 7 条第 6 号に該当するとして取り扱っているが、本件情報については、むしろ愛知県情報公開条例の第 9 条の裁量的公開に該当するものである。

公害に係る情報は、正に、人の生命、健康等を保護することに直結する情報であり、しかも、鉛の水質に係る情報であれば、当然に公益性を有するものである。

そうすると、愛知県情報公開条例の第 7 条第 4 号並びに第 7 条第 6 号の適用がそもそも不適切であって、本件情報については、むしろ愛知県情報公開条例の第 9 条の裁量的公開に該当するものである。

イ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

普通この手の文書であれば、全部不開示かと思っていたら、一枚目の起案文書は出してくれた。一枚目の起案文書が出て件名が分かった。件名から文書番号、文書の起案の日付、決裁の日付、施行の日付という情報が出た。その情報が出たということは、捜査関係事項照会が来た時期

の情報が出る。そして、書類を役所として受け取った時点、いわゆる事務処理として起案、決裁、それまでの期間の情報、それから決裁が付されて、施行完結となるのだが、日付の間隔の情報が出ることを意味する。

不開示理由説明書は必ず誰に対しても全部公開されるものであり、19 尾環第 6-1 号が、特定粉じんに関するものであるという情報も捜そうと思ったら捜せる。そうすると、この時期に特定粉じんに関する捜査関係事項照会が来たという情報については慣行として公になっている。いわゆる「部分開示が容易な場合」に該当するので、捜査関係事項照会書が捜査する役所から発出された日付の情報、平成 19 年何月何日、何日の部分については、発出した日から届くまでの間のタイムラグがある可能性があるから、2、3 日ずれるとしても、何年の何月までの情報までは、慣行として公になっている情報と捉えることができるので、出すことができる。

そして、標準的な文書の取扱いの規定上、愛知県では文書を受けたら、受付印を押さなければならない。愛知県でどこの課で受け、日付という印を押すことになる。日付の情報が今回、総合文書管理システム、起案文書の一枚目に出ているということからすると、受付印の情報について不開示にする合理的な理由がない。そうすると、捜査関係事項照会書の本文の受付印についても、不開示にすることはできない。

今回どこの業者が対象になったかということ、あるいは特定の個人ということを伏せたとしても、捜査関係についてという題名について文書番号で指定されて、題名についても出ているという状況であると、文書のタイトルを不開示にする合理的な理由はないので、タイトルは出せる。

捜査関係の宛名の情報の側面からすれば、宛先として知事であるか所長であるか課長であるか、その部分は不開示にできないと思う。

問題は捜査関係事項照会を出した元の捜査に関する役所の情報であるが、それが明らかになったからといって、特段捜査に支障が出るというのは、この状況からすると考えにくい。そうすると、発出の公の役所の名称は出るであろう。さらに通常その場合、主要警察職員の警察官の名称が付いて、通常発出されるのであるが、警察官の名称は正に公務員の氏名そのものであるから、警察官の名称を不開示にすることはできない。

いわゆる「照会書」と書いてあって、通常は「次の件について照会したく、至急回答のほど願います。」という典型的な様式が決まっていて、捜査関係事項照会は警察も好き勝手に出せない。様式自体が決まっているということになると、様式を不開示にする理由はない。したがって、捜査関係事項照会の一枚目の「これこれについて知りたい」という部分については、出すことができるであろう。

さらに内容で、先程特定粉じんに関するということが公になっているとすると、必ず「特定粉じん」という文字列が照会内容に含まれるわけで、照会内容の「特定粉じんに関して」のところは出るであろう。

今回、文書番号が採ってあるということは、捜査関係事項に応答しなかったのではなくて、県民事務所で応答したということなので、応答した場合は通常鑑文、事務所長であるか課長名であるか分からないが、誰々名で、宛先も誰々様で、いついつの日付で、「先日問い合わせがあった件については、別紙のとおり回答します。」と鑑文を付けて普通は応答する。鑑文一枚自体は、公務員の氏名も含まれるし、日付の情報も含まれるし、内容、それからタイトルも含まれるわけで、その情報は不開示にする理由がないということになったら、部分公開では対応できるであろう。

添付された文書についても、文書単体は名指しで請求があれば、今まで愛知県は公開で応じているものであるから、実際の法人の名称が不開示になったとしても、その他のところは見せることができる。そうなれば、開示することができるのではないか。そうなると、今回は必ず開示できる部分があるのではないかと思うので、原処分で変更する余地があるかと思う。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

捜査関係事項照会とは、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項の規定に基づき、司法警察職員が犯罪の捜査に当たって捜査上必要があるとして、公務所又は公私の団体に対して必要な事項の報告を求めることをいい、こうした照会は「司法警察職員捜査書類基本書式例」に定める捜査関係事項照会書によって行うこととされている。捜査関係事項照会書による照会は、特定の法人や個人等が捜査対象として浮上した際、捜査機関が捜査の手段として行うものである。

平成 20 年に、愛知県尾張事務所長に対して、特定粉じん排出等作業届出書に関する捜査関係事項照会があったため、文書で回答した。本件行政文書は、その決裁文書であり、起案文、回答書、特定粉じん排出等作業実施届出書及び捜査関係事項照会書から構成されている。

本件行政文書のうち不開示としたのは、起案文を除く部分である。

(2) 条例第 7 条第 4 号について

特定の法人が捜査対象とされているか否かの情報は、捜査活動の方針、

対象等に関する情報であって、捜査機関の手の内情報である。これらが公になると、捜査活動の実態が明らかになり、犯罪を犯した者又はその関係者等が証拠を隠滅し、あるいは犯罪を犯した者の逃走を容易にするなど、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、捜査関係事項照会を公にすると、今後同様の犯罪を企図又は隠蔽しようとする者に、捜査手法等、捜査機関の手の内情報を教示することとなり、将来の「警察活動等が阻害され、又は適正に執行できなくなる可能性がある」(愛知県情報公開条例解釈運用基準(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知)) ことに変わりはなく、今後の警察活動に「支障を及ぼすおそれがある」といえる。

以上により、本件行政文書は条例第 7 条第 4 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号について

県の環境行政においては、不法投棄、鳥類の密猟等、捜査機関への告発や情報提供を行い、又は捜査機関からの情報提供を得ることにより、適正な事務の遂行が可能となる場合も多くある。仮に特定の法人に関する捜査活動の実態を明らかにした場合、被疑者の逃走、証拠隠滅等を誘発する可能性があり、違反事案に対する指導・命令等の事務の遂行に支障を来すおそれがある。また、今後の知事と捜査機関との協力関係を阻害し、知事が捜査機関と共同・連携して行っている環境保全行政の事務全般についてもその事務の遂行に支障を来すおそれがある。

以上により、本件行政文書は条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア　異議申立人は「水質汚濁防止法第 12 条違反について司法警察の捜査が先行した場合、捜査関係事項照会書が水質汚濁防止法を所管する役所(本件の場合、尾張県民事務所環境保全課)に届くこととなることは、公知の事実である」と主張している。

しかし、捜査機関が捜査する際に必ず捜査関係事項照会を行うものと断定することはできず、公知の事実であるとはいえない。

イ　異議申立人は「捜査関係事項照会書を公開とすることによって、捜査手法等が明らかとなると、治安に影響が出るという類の実施機関の主張の様子であるが、…特別に捜査手法を秘密にしておかなければならないような性質の問題ではないものである。」、「本件が水質汚濁防止法第 12 条違反についての捜査であれば、一般の犯罪事例のように、捜査手法によって、立件が大きく左右される場合とは異なり、水質汚濁防止法の第 12 条違反については、証拠関係が比較的明確であり、捜査手法が立証に影響しにくい」、「犯罪の構成要件である、水質汚濁防止法第 12 条違反自体に、捜査関係事項照会書の内容が直接影響するものではないこと

から、本件文書を公開したからといって、当該犯行に直接影響するものでもなく、また、水質汚濁防止法第 12 条違反の捜査自体は、排出水の濃度測定を行うことによってなされることから、捜査手法を明らかにすることによって、今後の捜査に支障が生じるという説明は、非公開理由にはつながらない。」と主張している。

しかし、異議申立人自身が「捜査機関が照会することで、検察の立件段階において、情状事実を補強することで、処罰の意向を強めることとなることも、公知の事実である」と述べているとおり、捜査関係事項照会の対象となる事実は犯罪の立証事実に限られず、犯罪の周辺事実も対象となるものである。

また、異議申立人は「捜査関係事項照会自体、今後の捜査に影響するという性質の問題ではなく」、「今後、当該事業場が規制基準違反をしたとしても、新たな非違行為であって、本件捜査関係事項照会の内容が公となっても、当該捜査の対象であった水質汚濁防止法の第 12 条違反の捜査に影響することはない」と主張している。

しかし、前記(2)で述べたとおり、本件行政文書の対象となる事実が分かる部分を公にすることにより、将来の警察活動にも支障を及ぼすおそれがあるものである。

ウ　異議申立人は「廃棄物処理法関係の書類は全部公開である」と述べているが、事実と異なる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関する書類であっても、条例第 7 条各号に定める不開示情報が記載されている場合には、全部開示とはしていない。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する書類にあっては、産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況や法の趣旨から、産業廃棄物を取り扱う事業者はその処理に際し、それ相応の責任を負わなければならないとの考えのもと、処理施設設置等の許可時の縦覧手続に関する文書等を開示してきたという事実はあるが、その場合でも契約単価や生産・技術のノウハウに関する部分まで開示しているものではない。

エ　異議申立人は、捜査対象の内容が分かる部分に記載された情報は、人の生命、健康等を保護することに直結する情報であるから、本件開示請求に係る情報を条例第 9 条により開示すべきであると主張している。

しかし、同条は、条例第 7 条第 2 号ただし書ロの人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上で不開示とすることの必要性が認められる情報について、さらに高度の行政的な判断として公益上特に開示する必要がある場合に適用されるものである。

捜査関係事項照会書というものは、捜査機関が作成するものであって、

環境保全行政に係る文書ではなく、人の生命、健康等を保護することに直結する情報でもないため、公益上特に開示する必要があるものではない。

4　審査会の判断

(1)　判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2)　本件行政文書について

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、愛知県尾張事務所環境保全課(当時)職員が平成 20 年 2 月 22 日に起案した 19 尾環第 6-1 号の「捜査関係事項照会について」と題する決裁文書であり、起案文、回答書、特定粉じん排出等作業実施届出書及び捜査関係事項照会書から構成されていることが認められた。

そして、実施機関はこのうち、回答書、特定粉じん排出等作業実施届出書及び捜査関係事項照会書、すなわち捜査対象の内容が分かる部分を条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当するとして、不開示とした。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア　条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、捜査対象の内容が分かる部分の同号該当性について、実施機関が認めるにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ　実施機関が不開示とした捜査対象の内容が分かる部分を明らかにすると、捜査機関が実施機関に対し、どのような照会を行ったかという捜査機関の手の内情報が判明する。こうした情報が公になると、犯罪を犯した者等が証拠を隠滅したり、犯罪を犯した者の逃走を容易にするおそれがあると認められる。

よって、捜査対象の内容が分かる部分は、公にすることにより、犯罪

の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められ、条例第 7 条第 4 号に該当する。

ウ　また、異議申立人は、捜査対象の内容が分かる部分のうち、捜査関係事項照会書に記載された文書の題名、照会内容、同書に押印された受付印、実施機関が発出した回答書の鑑文等については、部分的にでも公開できるのではないかと主張する。

　しかし、捜査対象の内容が分かる部分のうち、捜査関係事項照会書は、司法警察職員が刑事訴訟法に定められた権限に基づき、公務所等に照会を行う際に使用するものであり、その全体が一体として捜査の手の内情報と解される。また、捜査対象の内容が分かる部分のうち、捜査関係事項照会書に基づき、実施機関が発出した回答書についても、文書の性質や内容から、当該捜査関係事項照会書と同様に解することが適当である。

　したがって、捜査対象の内容が分かる部分全体が犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められるので、当該部分全体が条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア　条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

　この考え方に基づき、捜査対象の内容が分かる部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　実施機関によれば、県の環境行政においては、不法投棄、鳥類の密猟等、捜査機関への告発や情報提供を行い、又は捜査機関からの情報提供を得ることにより、適正な事務の遂行が可能となる場合も多くあるとのことである。

ウ　捜査対象の内容が分かる部分は、捜査機関からの照会事項及び当該照会事項に対する回答が記載されている。こうした情報が公になると、捜査活動の実態が明らかとなり、県と捜査機関との信頼関係を損ない、その結果、環境保全業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

　よって、捜査対象の内容が分かる部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々の主張をしているが、捜査対象の内容が分かる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．９．１６ | 諮問 |
| ２４．３．２９ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．４．４ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．９．１０<br>（第 404 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１１．５<br>（第 408 回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１１．２８<br>（第 410 回審査会） | 審議 |
| ２６．２．１０<br>（第 416 回審査会） | 審議 |
| ２６．３．２６ | 答申 |

答申第691号
諮問第1147号
件名：水質汚濁防止法に係る事務の引継書等の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年9月7日付けで愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月20日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

本件非公開処分の本質は、愛知県情報公開条例第2条第2項において定義されている「行政文書」に今回開示請求した文書が該当するかどうかというところにある。

愛知県情報公開条例第2条第2項の本質は、行政文書であるためには、①実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画である。②当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものである、という2条件を二つとも満たすものに「限る」というところにある。よって、今回の非公開決定の妥当性を検討するためには、この①と②の条件を満たしていることを検討することが必要ということになる。

事務引継ぎは職務として行われるものであり、事務引継書は、職員が職務の内容を勤務時間内に文書として表現し、作成したものであるから、①の該当性は明らかである。今回実施機関は、①の該当性を否定しておらず、また、①の該当性を否定することは困難と考えられる。

事務引継書は、決裁に付されたものか定かではないが、組織として仕事を能率的に進めていく実務上は必要な文書である。仮に決裁に付され

なかったとしても、当該文書が存在しないとすれば、事務の遂行に支障が生じるか、あるいは最小費用の法則という常識に反することとなる。

事務引継書が②の該当性がないとすると、すべての事務引継書が②の該当性がないということになるが、尾張県民事務所長の平成 23 年度事務引継書については全部開示されていることから、尾張県民事務所長の平成 23 年度事務引継書は、行政文書であることは確認されているものである。

尾張県民事務所長の事務引継書とその部下に当たる職員の事務引継書は、文書の性質として異なるところはないから、職員の作成した事務引継書はすべて行政文書に当たるものとして取り扱われなければ、均衡に欠く上、公正に取り扱ったとはいえないものである。

よって本件事務引継書は②に該当するといえる。

仮にであるが、愛知県職員服務規程において、事務引継書の作成が義務づけられていないある職員が急病、あるいは死亡といった特殊な事情によって、突然休職あるいは離職することも可能性としてはあるものであるが、そのような予想外の事態が生じた場合、義務づけられていないとしても、当該職員が作成した事務引継書あるいは備忘用メモといった記録を元に、次に赴任した職員に事務が引き継がれなければ、公務の円滑な運用はなされないことは明らかである。

この事務引継書を作成するという職務自体が、本件開示対象文書を組織的に共用、管理するということに当たるものである。

メモに当たると主張したとしても、職務上、あるいは職務に関連して職員によって作成された文書は公文書である。そして、そのメモを元に、公務員が公務を行うということは、メモは作成した限りで再度使用されることのないものではなく、公務員が公務において使用する文書である。

すなわち、当然に、執務中に、当該事務引継書を読み、理解することになるのであるから、執務時間中において、職務として、使用、管理がされたということである。

管理していないと記載されているが、職務として、事務引継書の作成、利用に関わることになるから、その関わった人間の職務は、常に組織的な事務運営の中において、職務がなされることになる。

仮に作成段階では個人メモとして作られたものであっても、その後、業務上の必要性の観点から組織共用文書として保有される状態になっていれば、行政文書となるということで、愛知県情報公開条例と同様の文言を有する行政機関の保有する情報の公開に関する法律は解釈されている。

そもそも、常識的に「当該行政機関の職員が組織的に用いる」の一環として、勤務時間内において作成された事務引継書が実際に使用されて

いるのであるから、当然行政文書である。
加えて、「管理していない」という主張がされているが、職務で作成した文書であり、また、1 年未満の保存年限という取り扱いによって、管理される公文書もあることからしても、愛知県として、行政運営上必要とされる時点が存在する文書であることから、愛知県の管理下にないという取り扱いは明らかに不合理である。
そうすると、管理していないという主張自体が失当であり、本件事務引継書は公文書に当たるものである。
また、そもそも、メモが公文書に当たらないという見解自体の妥当性には、疑問があり、また、メモという認識自体にも疑問がある中、開示請求を避けるような形で非公開とされることになると、本件公開請求自体が事実上不能であり、そして、行政不服審査に係る、本件のような、情報公開審査会の審査自体も、はじめから開示を実現できないものとなり、行政不服審査の趣旨の実現が事実上不能になるということが生じているものである。
したがって、公文書には当たらないという前提のもとになされた、本件非開示決定は条例違反であるので、公開されなければならない。

イ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。
任命権者が、「4 月 1 日からどこどこ勤務を命ずる」と辞令を出したからと言って、いきなり知識ゼロの状態から、そこの事務がいきなりやれるかとなると、やはり現実難しいところがあって、それで、役所の外の人からすると、役所の中の担当者が替わるか替わらないかに関係なく、社会活動は動いているわけで、その年度で完結しない事務というものもあるから、前任者から後任者に、こういう案件があって、この案件はこういうことに注意せよと、そういう類の、いわゆる事務引継ぎというものを行わないと実務上困難な現実があるから、やはり事務引継ぎという行為は、職務上必要である。
職員は上司の命を受け、職務に従事する、そういう服務規律その他の規定類があって、そういうことからすると、職員の事務というのは、全て命によりということと、従事するということが前提になる。
そういう環境下において、例えば今、尾張県民事務所にいる職員が、年度が変わって 4 月 1 日から、どこどこ県民事務所勤務を命ずるというようなことになった場合に、後のことは知ったことではないと、3 月 31 日までは仕事はするけれども、そこから後のことは引き継ぎませんと、そういう職員はいないと思う。
やはり良心的な職員の人は、とりあえず事務引継書、口頭で済ませることもあるけれども、そういうものを作って、親切に、後任の人が円滑

に事務が進むようにとすることは、往々にしてある。その場合のこの引継書が、今の上司の命を受け、あるいは従事するという要件に該当しないかというところであるが、やはり職員は円滑に事務を進めようと、個々にいろんな職員が努力している中で、そこで命がなかったという解釈をするのは合理的ではない。

いずれ、皆さんその職を離れる時期がくるわけで、その時期に引継ぎが予定されて、その引継ぎという目的のために文書を作った、それを実際に渡した事実というものがあった場合に、ではそれが組織共用性がないかと、かつ、いわゆる仕事としてやっていないか、そういう要件があるかと思う。

実際にその離職を前提に、それを前提に書類を作って、それを渡した事実というものがあれば、先程の命を受ける方の前提要件が成立するとして考えるのが自然である。かつ、組織共用性の成立要件が、その文書に関わる人間が、前任者から後任者とそこで文書の受け渡しという事実があって、それがもう文書の受け渡しの事実に伴って、新たに後任者が受け取った文書ということになれば、決裁に付されていなくても、いわゆる複数間の職員で、その職務に関することを内容とした文書が収受なされた時点で、いわゆる組織としての事務をするために保有していると、そういうことからして、組織共用性があると考えるのが妥当である。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(4)　本件請求対象文書について

本件開示請求書にある「水質汚濁防止法に係る事務の引き継ぎ書」について、異議申立人に確認したところ、愛知県尾張県民事務所環境保全課（以下「環境保全課」という。）の当該事務担当者が使用するために作成され保管しているものとのことであった。

よって、文書 1 は、環境保全課の水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に係る事務担当職員が人事異動等に起因する事務の引継ぎの際に作成・使用した事務の引継書をいうと解した。また、文書 2 は、環境保全課第 1 グループの主査が人事異動等に起因する事務の引継ぎの際に作成・使用した事務の引継書をいうと解した。

(2)　本件請求対象文書の存否について

ア　環境保全課においては、担当者間の事務引継ぎを通常、その事務で使用する簿冊や事務の方法を記した簡単なメモ等を使用し、口頭により実施している。

このため、開示請求に係る行政文書は作成していないため、不存在に

よる不開示の決定を行ったものである。

イ　なお、事務引継ぎについては、愛知県職員服務規程（昭和 39 年愛知県訓令第 28 号。以下「服務規程」という。）第 30 条第 1 項において、「職員は、転任若しくは休職を命ぜられ、又は退職するときは、転任若しくは休職又は退職の日から 7 日以内に後任者又は所属長の指定する職員にその事務を引き継ぎ、かつ、その旨を所属長に報告しなければならない。」と規定され、同条第 2 項においては、「前項の事務の引き継ぎは、本庁の課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに地方機関の長にあっては、文書により行なわなければならない。」と規定されている。

　本件開示請求の対象となる、環境保全課の水質汚濁防止法に係る事務担当職員又は環境保全課第 1 グループの主査は、「本庁の課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに地方機関の長」に該当しないことから、同条の規定によれば、事務の引継ぎを文書により行うことは求められていない。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

　条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

　当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

　本件請求対象文書のうち、文書 1 の「水質汚濁防止法に係る事務の引き継ぎ書」の内容について、実施機関が異議申立人に問い合わせたところ、環境保全課の事務担当者が使用するために作成され保管しているものに限る旨であることを確認したとのことであり、当審査会において見分したところ、本件開示請求書の欄外には、実施機関の職員によって確認した内容が記載されていることが認められた。

　この実施機関が異議申立人に確認した内容を含む本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設けたものの、異議申立人から文書特定についての発言はなかったことからすれば、本件請求対象文書の特定についての実施機関の解釈には、誤りがないものと認められる。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア　当審査会において実施機関に確認したところ、愛知県環境部においては、「事務所における環境保全事務処理要綱及び要領」（以下「事務処理要綱等」という。）によって、県民事務所において所掌する環境保全業務全般の基本的な処理方針の全てを網羅的に定めており、人事異動で新たに業務に携わることとなった職員であっても、事務処理要綱等を参照すれば、事務を滞りなく遂行できるように配慮しているとのことである。

そして、実施機関に対し、担当者間の事務引継ぎは具体的にどのように行っているかを確認したところ、事務処理要綱等の中にある水質汚濁防止法関係の業務に関係する要領や、当該事務で使用する簿冊等を使用しながら口頭により実施しているとのことである。

また、事務引継ぎ時に、担当者が事務処理中の書類について当面忘れないように、事務の進捗状況を付箋紙等に簡単なメモをする場合はあるが、当該メモは担当者が一時的に使用するものであって、事務処理後は担当者の判断で廃棄しているものであるとのことである。

イ　服務規程第 30 条第 1 項において、職員が転任等を命ぜられ、又は退職するときは、転任等の日から 7 日以内に後任者等に事務を引き継がなければならないことが定められている。しかし、具体的な引継ぎの方法、内容等については、同条第 2 項に本庁の課長及びこれに相当する職以上の職にある者並びに地方機関の長は、当該事務引継ぎを文書により行わなければならないことが規定されているほかには定められていない。

このことからすれば、本件において担当者間の事務引継ぎを上記アのとおり実施しているという実施機関の説明が不自然とまではいえない。

ウ　また、事務処理中の書類について、当面忘れないように事務の進捗状況を付箋紙等に簡単なメモをする場合はあるとのことであるが、当該メモは担当者が一時的に使用するものであって、事務処理後は担当者の判断で廃棄しているという状況からすれば、当該メモは備忘的メモとして職員個人の判断で作成、利用されていたものであると考えられ、当該メモが実施機関において組織的に管理されているとは認められない。

よって、当該メモは行政文書には該当しないと認められる。

エ　以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

　以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1　環境保全課の水質汚濁防止法に係る事務の引き継ぎ書

文書2　環境保全課環境保全第1グループ主査の事務の引き継ぎ書

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．１１．４ | 諮問 |
| ２５．３．２２ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２５．３．２９ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．９．１０<br>（第 404 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１１．５<br>（第 408 回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１１．２８<br>（第 410 回審査会） | 審議 |
| ２６．２．１０<br>（第 416 回審査会） | 審議 |
| ２６．３．２６ | 答申 |

答申第692号
諮問第1149号及び第1151号
件名：水質汚濁防止法に違反した特定の事業者に対して愛知県が行った措置に係る起案文書一式の不開示（存否応答拒否）決定等に関する件

# 答　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年10月17日付けで愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った2件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、知事が同月31日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　諮問第1149号についての主張

(ｱ) 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

事業情報については、不開示情報と評価されていることになる。しかし、他の水質汚濁防止法に関する事業場についての、事業情報については、平成23年7月13日23尾海環第748-1号、平成23年7月13日23尾海環第749-1号によって、全部公開されている。

特定の事業者については、破産したことが、官報において、公となっているものであって、本件開示請求において、事業情報について不開示とする理由はないものである。

また、破産したことが公となっている事業場について、第三者照会自体も有効に行われるものとは考えられないものである。

よって、本件においては、事業情報については非公開情報にはならないものである。

本件開示請求に伴って、実施機関に提出したように、特定の事業者については、警察に逮捕され、書類送検されたことが、新聞記事によって、公にされている。そして、警察の立ち入りには、愛知県も関わ

ったことが、公にされている。この愛知県が関わったという情報が、行政運営情報そのものであるが、既に、公になっている以上、全部非公開は不当であることは明らかである。

平成 23 年 11 月 9 日付 23 水地環第 292-3 号においては、明らかに行政運営情報であるが、全部開示されている。

そうすると、公平・公正な見地から情報公開制度の運用を評価すると、行政運営情報であるからといって、非公開事由に直ちに該当するものではないことが明らかとなるものである。

愛知県は、事務所における環境保全事務処理要綱及び要領を定めているが、この要綱において、特定事業場において、汚染状態が排出基準に適合しない排出水が排出されるおそれがある場合については定めがあるが、「おそれ」ではなく、汚染状態が排出基準に適合しない排出水が「排出された」事実が存在した場合については明定されていないものとされている。

当該要綱は、規制基準超過のおそれについての行政措置を予定した記載となっており、あえて直罰規定が設けられている法律である水質汚濁防止法について、規制基準を超過するということであれば、本来であれば、行政指導に留まらず、直罰規定が適用されるはずである。

そうすると、規制基準違反の事実があったとすれば、勧告違反あるいは、命令違反が前段にあって、直罰規定が発動される法体系を持っている環境関連法であるのであればともかく、水質汚濁防止法が処罰を予定している以上、当該事業場は処罰されるのは当然であって、本件の当該情報が公開されることによって、当該法人の正当な利益を害するおそれという主張は成立することはありえないことから、本件非公開部分は必ず公開されなければならない。

一般に、公害防除の行政指導は公平、公正に行われなければならないものであり、本件指導内容が公開されることで、環境保全事務に支障が生じることは、本来ありえないものである。

今後、当該事業場が規制基準違反をしたとしても、新たな非違行為であって、本件文書の内容が公となっても、今後の行政指導に影響することはないことは明らかである。

先に述べた事業情報について、平成 14 年 9 月 10 日付の「水質汚濁防止法に基づく行政処分に係る公表基準」（以下、公表基準と表現する。）が定められた後の事案については、公表されていることから、本件については、命令を出した事実もあるが、公表基準が定められる前の事実であるから、非公開とする取り扱いを実施機関が行ったものと考えられる。

水質汚濁防止法第 13 条に基づいて命令を出すことと、公表される

ことが同義であることが、公表基準では定められていると解されるところであるが、そうすると、公表基準から、命令がなされるか否かの基準も思料されることとなるが、どの程度をもって、命令がなされるか否かも理解することは困難と考えられる。

そうすると、公表基準を理由としている今回の実施機関の非公開決定は、公表基準自体も不明確かつ、公表基準の適法性にも疑問があるものであるから、不適切という評価になるものと考えられる。

すなわち、実施機関の説明が適切とは言い難い事情であり、本来は公表が必要ということになる。

今回、第三者による、執行停止の申立があったということは、申立人は聞いていない上、当該事業場は破産していることから、事業情報は非公開情報にはならないものであるし、仮に、特別なノウハウに係る情報が含まれていたとしても、それは、部分公開によって対応すべき問題であって、全部非公開は不適切である。

愛知県が適正に事務を遂行しているのであれば、本件文書を公にすることによって、事務の遂行に影響が及ぶことはありえず、実施機関は非公開理由に該当すると主張するけれども、非公開理由は実際には存在しないことになる。

水質汚濁防止法においては、強行法規によって、厳正な施行が予定されている前提の行政指導がなされることとなっているから、公開して支障が出る行政運営情報という主張は適切ではないと思われる。

現在愛知県が廃棄物処理法関係の書類は全部公開であるという姿勢をとることは、一定の合理性を有するものであって、評価すべきものであるが、水質汚濁防止法においても、廃棄物処理法の処理施設と同様に、周辺の環境に対する影響は大きく、情報公開の公益性は明らかである。

すなわち、一般に、愛知県が廃棄物処理法関係の書類は全部公開であるという姿勢をとることは、水質汚濁防止法の特定事業場についても類推適用されるべき問題であり、水質汚濁防止法の特定事業場についての書類は全部公開が求められるといえる。

今後の協力が得られないことを懸念しているようにもとれる主張がされているが、協力があれば好ましいけれども、環境保全は社会の利益であって、愛知県が気に入らないからといって協力しなくてもよいということには「絶対に」ならないものであり、本件主張は理解しかねる面を有するものである。

公害に係る情報は、正に、人の生命、健康等を保護することに直結する情報であり、当然に公益性を有するものである。

そうすると、存否応答拒否という主張がそもそも不適切であって、

本件情報については、むしろ愛知県情報公開条例の第 9 条の裁量的公開に該当するものである。

これまでも、愛知県では、文書不存在については、不存在と回答してきているものであり、平成 20 年度における命令に係る文書については、全部公開されていることから、本件文書は存在するけれども、公表基準の運用前の事例であるので、情報公開制度に基づく、過去の不利益情報の一般開示については、罪刑法定主義の観点からして認めない、すなわち、現在の情報公開条例の枠組みの中でもっとも無難な選択肢としての存否応答拒否という取り扱いを行ったと考えられる。

すなわち、第 10 条の存否応答拒否という運用を実施機関は選択したけれども、本来は、条例の適用としては、第 9 条の裁量的公開を適用する問題であって、また、第 7 条第 3 号の事業情報並びに第 7 条第 6 号の行政運営情報を想定している様子でもあるけれど、第 7 条にはいずれも該当しないものであって、本件文書は公開されなければならないものである。

(ｲ) 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

新聞で調べている情報をもとに愛知県の機関に問い合わせをしたという場合に、新聞は民間会社が勝手にやっていることだから、この手の存否応答の理論でいった場合には、愛知県がどこどこ会社について行政指導を行ったと、新聞記事を見て問い合わせしたような場合に、その件についてはお答えできませんと答えていいという考え方であり、この存否応答拒否ということが妥当かどうか、疑問があると思う。

水質汚濁防止法の場合は今の考えだと 5 年経過するまでの間は開示しているけれど、それを経過した後はその事実を開示していないということが書いてあるが、廃棄物処理法は愛知県の情報公開条例と全く無関係に機能している法律で、その法律で、その業界で悪いことをやった関係者を排除する趣旨の規定を、この情報公開条例の運用の指標のようなごとく考え方として採用することにはかなり問題がある。

情報公開条例はこの法律と関係なく、昭和 61 年以降に作成、取得されたものについては請求の対象になるから、こういう直接関係ない法律の規定を準用すること自体が問題があるだろう。

特定の法人が行政指導を受けた場合に、その情報を公にするならば、正当な利益を害するおそれがあるといっているが、この考え方は適当ではない。理由としては同じ環境部でも環境政策課の方で実際担当することになる文書に、公害苦情処理簿というものがあって、それの開示に当たっては、違法行為が実際にあったことが現場にいた職員により確認されたケースについては、原因事業者の名称について公開する

という形で、開示決定を行っている。

この平成 13 年の段階では不開示という運用をやっていたようで、当時は公表基準がなかったのだが、これは情報公開条例の運用基準の中でもあるが、公表しないと事業者に告知することが社会通念上の約束に当たるとして、一定の約束を前提にして県が取得した情報については公開しないという原則がある一方で、10 年以上の経過があって、状況も変わったと、そういう要件の中だと、当時、そのような告知の事実があったとしても、公開可能の情報に含まれるケースというものがあって、そういうことを予定して、この解釈運用基準ができているかと思うので、このケースで不開示の理由として、実施機関が主張することは適正かどうか疑問がある。

実際に命令を出したという場合には、繰り返しがあって、かつ、かなり悪質である場合に、実際に命令を出している実情があるから、そういう場合に正当な利益、正当という枕詞がついているが、そういう場合に該当するかというのは疑問である。

相手方が任意の協力と言っているが、水濁法では任意の協力は要らない。相手方の任意の協力を必要なくして、強制的に行政指導ができるような法体系になっているので、この手の主張自体も、かなり疑問がある。

この年度に命令を出したのは 1 件である。命令を出した業種はこの特定の事業者が属する業種に限るもので、かつ、過去愛知県は警察の摘発があったものについては必ず命令を出しているので、愛知県が命令を出した事業場については特定の事業者の件だということは実情、公になっているようなものなので、特に環境白書のような公にすることを予定されている情報からも、この業者が命令を受けたことが分かるケースについて、存否について応答しないという運用自体がやはり問題があるのではないか。今回は存否応答拒否になっているが、存否応答拒否というのは適当でないであろう。

イ　諮問第 1151 号についての主張

(ｱ) 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

実施機関が平成 23 年 6 月 1 日付け 23 環政第 133 号でなした「事務所における環境保全事務処理要綱及び要領」開示決定によって、愛知県が水質汚濁防止法に基づく命令を行った場合には、四半期報に記載がなされることは明らかになっている。

特定の事業者については、警察に逮捕され、書類送検されたことが、新聞記事によって、公にされている。そして、警察の立ち入りには、愛知県も関わったことが、公にされている。愛知県が関わったという

ことは、確実に規制基準違反、水質汚濁防止法違反があったことを確認したということである。

愛知県が確実に規制基準違反を把握し、しかも、警察が書類送検するような事案について、何も措置を行わないということは社会通念上ありえないことであり、水質汚濁防止法第 13 条に基づき命令を出したことは確実視されるものである。

そもそも、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項として本来は取り扱うところであるが、そうすると、水質汚濁防止法第 13 条に基づいた命令があったことが伺えるため、愛知県情報公開条例第 10 条として取り扱ったと考えられる。

しかしながら、上述の公知の事実からすると、愛知県情報公開条例第 10 条という取り扱いは逆に、水質汚濁防止法第 13 条に基づいた命令があったことを確実視させるものであって、本件においては、愛知県情報公開条例の非公開理由の適用が不適切であったと考えられる。

結局、原則公開であって、非公開理由がある場合に限定的に非公開となるのが情報公開制度であるから、本件においては、愛知県情報公開条例の非公開理由の適用が不適切であったのであれば、公開されなければならないし、仮に公開できないのであれば、実施機関は、詳細な経緯を不開示理由説明書において明らかにすべきであると異議申立人は考える。

(ｲ) 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、概ね次のとおりである。

このケースはちょっと特殊な事情があって、破産した事実がある。そして、破産したことが公になっている。かつ、破産管財人が選任されている。

破産管財人にとっても債権者にとっても財産をどのように分配するかということだけに興味があるのであって、そこの財産の管理に関することに、水濁法の不利益処分があったという情報が関係する余地があるかといったら、通常はもう考えられない。だから、おそれが生じる蓋然性という要件で、この破産管財人が行動している事案という時点でもって、これが存否応答拒否に値するだけの保護に値する状況がないので、そういう意味からすると、この存否応答拒否というのは適正ではない。

行政指導に関することだが、この後にある改善命令と同じ扱いになってしまい、「相手方の任意の協力」とあるが、もはや破産した時点で、愛知県側としては任意の協力を得る必要もない。

もはや、情報を開示したからといって、何ら愛知県の環境保全行政に影響が出るものでもないということになるので、このケースの場合

は、一般に生産活動を継続しているようなケースの場合とは区別されて、この破産した事実がある事例については、やはり保護すべき理由がないということになると、3 号、6 号を主張しているが、3 号、6 号自体が実質は理由にならないであろう。

このケースについては確かにもう文書はないので、開示されることはないが、その理由があって不開示にするのであって、その理由の部分に問題が含まれているのに、結論だけが妥当という形で、一応、答申はしばらくの間、実施機関である愛知県の運用に影響を及ぼすものであって、その考え方の答申が実際にできて、それがしばらくホームページに掲載されることは、やはり問題があるのではないか。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア　諮問第 1149 号について

本件請求対象文書は、特定の事業者が平成 13 年度に水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に違反したとして、県が何らかの措置を行った場合の、その措置に関する起案文書一式である。

ここで、異議申立人の示すところの「措置」とは「行政指導」あるいは「行政処分」等と推測される。

イ　諮問第 1151 号について

本件請求対象文書は、仮に特定の事業者が平成 13 年度に水質汚濁防止法に違反したとして、県が特定の事業者に告発、行政処分、行政指導等を行ったとした場合において、その措置に係る件数が記載された四半期報である。なお、四半期報とは、県民事務所等が 3 か月ごとに事業者指導の状況等をとりまとめ、本庁へ報告するための文書であり、3 年間保存のものである。

(2) 水質汚濁防止法違反による行政処分に関する情報の開示について

水質汚濁防止法違反による行政処分から 5 年が経過するまでの間は、当該行政処分に関する情報を開示している。その理由は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号ハにおいて、環境関係法の違反に係る処分を受けてから 5 年間は一般廃棄物処理業の許可を受けることができない欠格期間とされており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条の 6 第 4 号により、水質汚濁防止法はこの環境関係法に当たるためである。

しかし、水質汚濁防止法違反による処分から 5 年が経過した後は、その事実を開示していない。

(3) 条例第 10 条該当性について

ア　条例第 7 条第 3 号イについて

特定の法人が行政指導を受けた場合に、その情報を公にするならば、法令違反の事実の有無に関わらず、当該法人が違法行為を行ったため行政指導を受けたとの誤解を生じさせ、企業の社会的評価を低下させることになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、仮に排水基準に適合していない、若しくはそのおそれのある排出水があったとしても、公共用水域において環境基準を超過していなければ人の生命・健康に影響があるとは考えられないことから、平成 13 年度の段階では、県が水質汚濁防止法に係る行政処分を行ったとしてもその処分対象や処分内容等は不開示情報であった。

このため、10 年以上経過した現在においても、違反行為の有無等について公開することにより、企業の社会的評価を低下させ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、前記(2)で述べたとおり、処分内容等について公表している現在であっても、処分後 5 年以上経過した場合は、その事実については公開していない。

なお、平成 14 年 9 月 10 日以降においては、公表基準に基づき県が行政処分の内容等について公表することを事業者に伝えた上で弁明の機会を付与し、その結果を踏まえて処分をしているが、それ以前の時点では事業者へ公表することを伝えていないばかりか、公表しないと回答している場合もある。さらに、当該情報は、人の生命、健康、生活を保護するために公にすることが必要であると認められるものでもない。

よって、仮に特定の法人が平成 13 年度に行政指導又は行政処分を受けたとした場合、当該行政処分等に関する情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ　条例第 7 条第 6 号について

行政指導に従い改善を実施したにもかかわらず、事業者名や指導の内容を公開するのであれば、処分の事実を公表している改善命令等と同じ扱いになってしまい、相手方の任意の協力を得られなくなるおそれがある。協力を得られなくなれば、違反事案全てに対し改善命令を下す必要が生じるが、この場合、一過性の事案や軽微な事案であっても厳格な法の運用が求められ、手続の煩雑化等によって、行政コストの増加や迅速な改善が困難になる。

このため、仮に特定の法人が行政指導を受けた場合に、その事実を公にするならば、任意の協力が得られなくなることにより、迅速な指導・改善に支障を来すこととなり、県が行う環境保全事務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがある。

また、行政処分について、現在は公表基準を定め公表することとしているが、前記アで述べたとおり、平成 14 年度前半までは愛知県では非公開として取り扱ってきている。このため、10 年以上経過した現在になって過去の行政処分について公開した場合、公表しないという県の過去の説明と異なる状況であることから、事業者が県への不信感を抱く可能性があり、結果として相手方の任意の協力を得られなくなるおそれがある。協力を得られなくなるということは、先に述べたとおり、行政コストの増加や迅速な改善が困難になり、県が行う環境保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるのである。

したがって、仮に特定の法人が平成 13 年度に行政指導又は行政処分を受けたとした場合、当該行政指導等に関する情報については、条例第 7 条第 6 号に該当する。

ウ　条例第 10 条該当性について

本件開示請求は、法人名を特定してなされたものである。よって、当該文書の存否を答えることは、特定の法人に違反の事実があったか否かあるいは特定の法人に対し県が行政指導等を行ったか否かについて答えることと同じ結果を招くこととなり、条例第 7 条第 3 号イ及び第 6 号に該当する情報を開示することになるため、条例第 10 条に基づき、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

(4) 異議申立人の主張について

ア　諮問第 1149 号について

(ｱ) 異議申立人は、異議申立書において、事業活動情報について、「他の水質汚濁防止法に関する事業場についての、事業情報については、平成 23 年 7 月 13 日 23 尾海環第 748-1 号」等で「全部公開されている」、「破産したことが公になっている事業場について、第三者照会自体も有効に行われるものとは考えられない」などとし、「事業情報については、非公開情報にはならないものである」と述べ、当該事業場に対し県が行った措置に関する文書を公表することを求めている。

確かに、異議申立人が例示した事業場については、県が平成 20 年度に水質汚濁防止法に基づく改善命令（行政処分）を下した事業場ではあるものの、公表基準に則って記者発表等の公表を行った事例である上、前記(2)で述べたとおり、開示等決定時点では当該違反・処分等から 5 年を経過していないために開示としたものである。

また、特定の事業者は異議申立人の主張する「破産したことが公になっている事業場」ではあるが、現在は破産管財人がその財産の管理及び処分等について取り組んでいるところであり、仮に企業ノウハウ等を含む文書について開示請求があった場合等には、破産管財人に対

し適切に第三者照会を行うものである。
(ｲ) 異議申立人は、異議申立書において、行政運営情報について、「特定の事業者については」「警察の立ち入りには、愛知県も関わったことが公にされている。」「公になっている以上、全部非公開は不当であることは明らかである。」等と述べているが、当該事業場の違反の有無及び県がとった措置の内容等については一切公になっていないため、異議申立人の主張は誤りである。

また、異議申立人は、愛知県環境部水地盤環境課が行った情報公開に関する決定について、「平成 23 年 11 月 9 日付 23 水地環第 292-3 号においては、明らかに行政運営情報であるが、全部開示されている」と述べている。しかしながら、全部開示決定された事実はなく、一部開示決定の誤りである。平成 22 年 2 月に立ち入りすることについて記者発表したという事実及び当該事業場に限らず事業場への立入検査結果については、一部の不開示部分を除き原則開示しているものであるため、一部開示としたものである。
(ｳ) 異議申立人は、異議申立書において「水質汚濁防止法が処罰を予定している以上、当該事業場は処罰されるのは当然であって、本件の当該情報が公開されることによって、当該法人の正当な利益を害するおそれという主張は成立することはありえない。」と述べているが、水質汚濁防止法が処罰を予定しているからといって、同法違反の事例について常にその事実を公開すべきとする理由はなく、処罰と公表とはそれぞれ別個に判断すべきものである。前記(3)イで述べたとおり、特定の法人が平成 13 年度に行政処分又は行政指導を受けたとした場合、当該行政処分等に関する情報については、条例第 7 条第 6 号に該当する。
(ｴ) 異議申立人は、異議申立書において「公表基準から、命令がなされるか否かの基準も思科されることとなる」と述べているが、公表基準は、対象となる行政処分を行ったときの公表の手続等を定めたものであって、命令を行うか否かという処分基準を定めたものではない。

なお、命令を行う場合には、処分基準に基づき、違反の状況、原因等を総合的に判断するものであるから、「どの程度をもって、命令がなされるか否か」については一概には示すことのできないものである。
(ｵ) 異議申立人は、異議申立書において「愛知県が適正に事務を遂行しているのであれば、本件文書を公にすることによって、事務の遂行に影響が及ぶことはありえず」、「愛知県が気に入らないからといって協力しなくてもよいということには『絶対に』ならないもの」と主張している。

しかし、行政指導に従い改善を実施したにもかかわらず、事業者名

や指導の内容を公開するのであれば、処分の事実を公表している改善命令等と同じ扱いになってしまい、相手方の任意の協力を得られなくなるおそれがある。協力を得られなくなれば、手続の煩雑化等によって、行政コストが増加するうえ、迅速な改善が困難になる。

また、環境保全行政においては、事業者に排出水やばい煙等の「排出基準」を遵守させるだけでは十分ではなく、基準又は規制の対象とはならない場合にも指導・協力の関係を構築する必要がある。

よって、前記(3)イで述べたとおり、指導の事実及び内容を公表することにより、迅速な指導・改善に支障を来すこととなり、県が行う環境保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(カ) 異議申立人は、異議申立書において「現在愛知県が廃棄物処理法関係の書類は全部公開である」と述べているが、事実と異なる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する書類であっても、条例第 7 条各号に定める不開示情報が記載されている場合には、全部開示とはしていない。

(キ) 異議申立人は、異議申立書において「これまでも、愛知県では、文書不存在については、不存在と回答してきている」、「第 10 条の存否応答拒否という運用を実施機関は選択したけれども、本来は、条例の運用としては、第 9 条の裁量的公開を適用する問題」と主張している。

しかし、文書が不存在のときに不存在と回答し、存在するときに存否の応答を拒否するのであれば、存否応答拒否はすべて文書の存在を意味することとなり、存否応答拒否は無意味なものとなる。文書の存否にかかわらず、請求文言に着目して存否応答拒否を行うものであり、本件不開示（存否応答拒否）決定は、本件請求対象文書が存在することを示唆するものではない。

また、これまでに述べたとおり、第 9 条の裁量的公開には当たらないことは明らかである。

イ　諮問第 1151 号について

異議申立人は、異議申立書において、行政運営情報について、「特定の事業者については」「警察の立ち入りには、愛知県も関わったことが公にされている。」「公になっている以上、全部非公開は不当であることは明らかである。」等と述べているが、当該事業場の違反の有無及び県がとった措置の内容等については一切公になっていないため、異議申立人の主張は誤りである。

4　諮問案件の併合について

異議申立人は、諮問第 1149 号及び第 1151 号に係る不開示決定に対して

それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 2 件の不開示決定は、同じ実施機関が同一の不開示理由により行ったものであることから、当審査会は、効率的な審議を行うため、両諮問を併合して審議を行い、答申することとした。

5　審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、本件請求対象文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、不開示決定を行った。

(2) 存否応答拒否について

ア　行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

以上の考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ　本件存否情報について

本件開示請求は、特定の事業者についての、水質汚濁防止法に関する措置に係る文書の開示を求めるもの及び水質汚濁防止法に関する措置に係る件数が記載された文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることにより、特定の事業者が行政処分、行政指導等を受けたか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

ウ　条例第 7 条第 3 号イについて

(ｱ) 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は

個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、本件存否情報が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

(ｲ) 実施機関によれば、行政指導の段階においては、行政処分に該当しないため、行政指導を受けた事業者名については現在に至るまで公表していないとのことであり、また、平成 13 年度の段階では、県が水質汚濁防止法に係る行政処分を行ったとしても当該処分に関する情報は非公開とされていたとのことである。したがって、行政指導等を受けたという事実の有無を明らかとした場合、行政指導等を受けた事業者が特定され、当該行政指導等の内容にかかわらず、当該事業者において違法行為等の不適切な行為があったと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(ｳ) また、実施機関によれば、特定の事業者は本件開示請求がなされる前に名古屋地方裁判所に破産手続開始の申立てをし、破産手続開始の決定がなされているとのことである。しかし、当審査会が実施機関に確認したところ、破産手続終了の決定がなされていなかった。そして、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 36 条によれば、破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は、裁判所の許可を得て、破産者の事業を継続することが可能であったことから、本件存否情報を明らかにすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあったものと認められる。

エ　以上のとおり、本件存否情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当することから、実施機関の主張する本件存否情報の条例第 7 条第 6 号該当性を論ずるまでもなく、本件請求対象文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 3 号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となると認められる。よって、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を

明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

諮問第 1149 号

・ 平成 13 年度に水質汚濁防止法に違反した特定の事業者に対して愛知県が行った措置に係る起案文書一式

諮問第 1151 号

・ 平成 13 年度の四半期報（水質）のうち特定の事業者に対して行った措置に係る件数が記載されているもの

（審査会の処理経過）

| 年　　月　　日 | 内　　　　　　　　　　　　容 |
| --- | --- |
| ２３．１１．２２ | 諮問第 1149 号諮問 |
| ２３．１１．２９ | 諮問第 1151 号諮問 |
| ２４．　３．　５ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．　３．　７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．　８．　６<br>（第 401 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．　８．２９<br>（第 403 回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１１．　６<br>（第 409 回審査会） | 審議 |
| ２６．　１．２４<br>（第 415 回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．２６ | 答申 |

答申第693号
諮問第1152号
件名：水質汚濁防止法の施行状況調査に伴って警察から提出された文書の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が「水質汚濁防止法の施行状況調査にともなって警察から提出された文書（平成 13 年度以降のもの）」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年10月26日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立書における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

平成14年2月において、特定の事業者Aが警察に書類送検されており、水質汚濁防止法の施行状況調査については、昭和 40 年代から、国の環境行政所管部局から、同様の調査が行われているものである。

本件調査においては、警察による摘発などについても、都道府県がとりまとめたものを国に報告することになっており、警察による摘発があれば、摘発の翌年には愛知県には報告があることとなるものである。そうすると、少なくとも平成 15 年度中には、水環境課内には当該文書は存在したはずであり、開示請求に係る文書を取得していないということはないものと考えられる。

その他に、破棄という記載があるが、5 年程度で破棄する運用が示唆されていることになるが、本来は、違反行為に係る情報は行政において活用が求められるものであり、事実とすれば運用にも改善が求められると考えられる。

現に、環境政策課が今年度に行った、平成23年6月1日付け23環政第 133 号でなした「事務所における環境保全事務処理要綱及び要

領」不開示決定についての、不開示理由説明書によれば、「…近年、廃棄物の巧妙かつ悪質な不適正処理事案、事業者によるばい煙発生施設の虚偽報告等の事例が明らかになったことなどから、国において罰則規定が強化されるなど、環境保全関係法令等の遵守を徹底するためにも、行政による立ち入り検査は重要な役割を求められている。」と明確に指摘されているように、ゆるいところで定められている規制基準すら遵守できなかった事業場について、愛知県が把握した事案については、今後の規制基準の遵守を担保するためにも、情報の保管が必要と考えられる。文書が全くないのかは定かではないことから、審査会の調査に諮問することが適当と考えられることから、異議申立ては必要である。

平成20年6月において、特定の事業者Bが警察に書類送検されていることは、新聞記事などから公知の事実である。

警察による摘発があれば、摘発の翌年には愛知県には報告があることとなるものであるから、平成21年の調査回答には、少なくとも、特定の事業者Bの案件が記載されていることは推定されるものである。

なお、愛知県警察が公表している犯罪統計によると、水質汚濁防止法についての検挙件数は、平成14年以降では、平成14年に1件、平成20年に1件あるのみであり、愛知県警察による、検挙事例は、平成14年以降は、上述の特定の事業者Aの事案と特定の事業者Bの事案のみであると推定されるものである。

しかしながら、今回実施機関は、文書不存在による不開示決定をしたことから、文書が全くないのかは定かではないことから、審査会の調査に諮問することが適当と考えられることから、異議申立てを行うものである。

イ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

水質汚濁防止法第12条第1項、その他いわゆる直罰規定の違反について、警察が検挙した事案はあるかないか、あるとしたら、どういう事案か。その違反に至った概要を、必ず警察本部に聞いて、調査票を取りまとめて環境省の方に提出してくださいという調査票であるから、そういった内容について、年に一回、必ず水地盤環境課の担当者から警察本部の担当者に聞いて、回答があった内容について文書にする。その際に警察から提出された文書が請求日時点で残っていれば、それを開示してほしい。

まず本当にあるかどうかということ、それから請求日時点であるから、もし中間にあったとしてもその時点でなければないという応答、1年未満という保存年限の運用というのも現実にあるから、警察の方から応答があった時点ではあったのかも知れないが、請求した時点では、たまた

まなかったから不存在となったのか、その辺りの運用を含めて、この場合はどうやって第三者機関の審査会で評価するかという考え方について問われる事案になるかと思う。

同じように情報公開条例で過去にあった事例でよく知られているように、廃棄物に関する許認可の事務に関して、警察の方で暴力団の構成員であるか否か、かなり正確な情報を把握しており、その照会を警察に聞いて、その応答内容を基に、そういった廃棄物の許認可の業者について該当するか否かという照会を同じ環境部の廃棄物に関する部局などが事務としてやっている。その場合は知事部局から警察に対して文書で照会をかけて、文書で警察からもらうという運用をしている。

そういうことに照らして本件についてみると、水質汚濁防止法ということで法律は違うが、廃棄物処理法の特別措置法という見方もできる法律である。そういう中で、一応国の方から文書の依頼が来ているということであるから、そういった文書で水地盤環境課から警察の担当部局に聞いて、担当部局は文書で聞かれれば文書で返すという慣行が実際に存在するようなので、そういう事実があっても不思議ではないであろうという状況であるから、このケースについても文書があるということは十分伺える。

このケースで警察から本部長名か生活経済課経済課長名で文書があるかということもあるし、このケースから外れるかもしれないが、例えば電話で水地盤環境課から聞いたら 2 時間後に担当者から電話があって、今年はありませんでしたとか、こういうものがありましたとかという話であり、担当者がメモをしたようなケースは公文書に当たるかどうか、そういうことも比較的密接に関わっている。あるいは警察から提出された文書で考え方としては、ファックスでの送受信というものを含むと解することが妥当だと私は思う。

水質汚濁防止法に関して実際に検挙したというのは、確か 12 年か 13 年度と、平成 20 年度について、警察の統計資料に載っているが、それ以外については警察の方でそういった事案について把握しているということは公表されていないので、この水濁法の施行状況調査が求めている記載内容として記載されるとすれば、その二点についてである。もしその当時文書が作成されていて、かつ、保存年限が満了していないとすれば、今回の請求文言に該当して、開示されるであろうということだが、今回全部不開示であったので、その辺りをどう評価するかということになるかと思う。

20 年度の違反については、21 年度にその応答をして、その文書については 3 年残っているかどうかなので、かつ、それに伴って警察から提出された文書は、確かにこの調査票を完成させてしまえば保存の義務

はない。保存しなくても事務に支障が生じないということで、その時点で破棄するということは十分考えられるのだが、実際に施行状況調査で提出されている文面からして、口頭でそういう応答がなされている運用が実際にあるかといったら、かなり疑問である。すなわち、ない場合にないと一言を言えばいいものだから、確かに電話で言ってしまえば済むが、実際にそういう案件があった場合に、口頭で全てを伝えているか、数字についても聞き間違いないかと考えた場合に異議がある。

文書でなくとも調査票は完成できたということだが、直近だけ見ればそうなのかも知れないが、もし記入が必要なケースであれば、おそらく文書で何らかの情報の提供があるかと思うので、そうするとそういう文書については、聞き取りの事実がなかったから不存在ではなくて保存年限満了のため不存在である。だから原処分としては不存在による不開示決定というのは変わらないにしても、その不開示の理由のところについては、もう少し表現を考えるべきであるという答申があってもいいのではないか。

最終的に答申ができるが、実施機関に聞き取りをしたが、これがないという説明を聞いて特に不合理なところが見受けられないから原処分妥当であると、スタンプで判を押したような形で来るのか、あるいはもう少し踏み込んで、調査を精密にして、その関係者の聞き取りをもう少し進んでするのか、あるいは本来そういうものが記録されているであろう文書の提出を求めてそこに記載がないか、審査会として存在しないと判断できるか、いろいろなパターンがあるが、今回の異議申立ての対象ケースだと、警察から提出された文書があるか、かつ、あるとしたら古いものになるということは考えられるとすれば、そこの部分をどうやって評価すべきかと考えた場合に、同じ知事といっても、それぞれの実態と考え方に基づいてやっているものだから、実際にどうやっているかという中で今回の評価がどのようにすべきかと、その辺りを調査した上で答申を出すというプロセスを私としては希望する。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

環境省は、毎年度、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に定められた事務について、件数、内容等の施行状況を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として、水質汚濁防止法等の施行状況調査（以下「本

件調査」という。）を行っている。

本件請求対象文書は、知事が本件調査に対して回答するに当たり、仮に警察から何らかの文書の提出を受けたとした場合の、当該文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件調査に係る文書については、保存期間が 5 年間と定められている。よって、平成 16 年度以前に作成された本件調査に係る文書は、平成 21 年度末に保存期間が満了し、平成 22 年度中に廃棄されている。したがって、本件請求対象文書のうち平成 16 年度以前のものは、仮に取得したとしても、廃棄済である。

また、平成 17 年度以降のものについては、仮に本件請求対象文書を取得したならば綴じられているべき本件調査に係る簿冊を調べたが、その中に警察から提出された書類は存在していなかった。また、念のため、本件調査に関係があると思われる簿冊も調べたが、本件請求対象文書は綴じられていなかった。よって、知事は本件調査に関し、警察から何らかの文書を取得したことはなく、本件請求対象文書のうち平成 17 年度以降のものについては、取得していない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「警察による摘発があれば、摘発の翌年には愛知県には報告があることとなるものである」と述べているが、その根拠については述べられていない。水質汚濁防止法違反の事案に関し、警察から知事に何らかの報告を行う旨の規定は特にない。実際に平成 17 年度以降、水質汚濁防止法違反により摘発したとされる事案について、知事が警察から文書で報告を受けた例はない。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の際にも、この点に関する意見はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、

誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、平成 16 年度以前に作成された本件調査に係る文書は、平成 21 年度末までに保存期間が満了し、平成 22 年度までに廃棄されているとのことである。

当審査会において実施機関の保存文書目録を見分したところ、本件調査に係る文書の保存期間は 5 年であることが認められた。

したがって、本件請求対象文書のうち、平成 16 年度以前のものについては、取得していないか、仮に取得していたとしても廃棄済のため、不存在であるとした実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、実施機関によると、本件請求対象文書のうち、平成 17 年度以降のものについては、仮に本件請求対象文書を取得したならば綴じられているべき本件調査に係る簿冊を調べたが、その中に警察から提出された書類は存在していなかったとのことである。

さらに当審査会が実施機関に確認したところ、警察からは記者発表の内容等の情報提供を受けていたり、また水質汚濁防止法違反の事例については、事業者から報告がなされることがあるとのことである。

当審査会において、本件調査の様式を見分したところ、警察からの記者発表の内容等の情報提供や事業者からの報告では対応できないような詳細な内容を記載するものとは認められなかった。このことからすれば、本件請求対象文書のうち、平成 17 年度以降のものについては取得していないという実施機関の説明が不自然とまではいえない。

以上のことから、本件請求対象文書を不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．１１．２９ | 諮問 |
| ２４．　３．１９ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．　３．２２ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．１０．１１<br>（第407回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１２．　４<br>（第411回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１２．２７<br>（第413回審査会） | 審議 |
| ２６．　２．１４<br>（第417回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．２６ | 答申 |

答申第694号
諮問第1153号
件名：水質汚濁防止法に関して環境省に対して疑義を照会する際に発出した文書の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が「平成22年度中に水質汚濁防止法に関して水地盤環境課から環境省に対して疑義を照会する際に発出した文書（水地盤環境課で保存しているものに限る）」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成23年10月26日付けで愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年11月9日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立書における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

実施機関に尋ねたところ、環境省に問い合わせをすることは極めてまれであって、文書は存在しないということであった。

実際に作成若しくは取得していないのかもしれないが、環境省自体は、問い合わせがあれば対応するという取り扱いを示しているものであるので、年間を通して問い合わせが全くないのかは定かではないことから、審査会の調査に諮問することが適当と考えられることから、異議申立てを行うものである。

イ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

平成20年3月28日付けの事務連絡として、環境省が都道府県水質汚濁防止法政令市、水質汚濁防止法担当者様という宛先に対して「水質汚濁防止法の解釈上の疑義照会について（お願い）」という表題を付した文書を発出している。照会事項ということで、こういう様式でやってくださいということが記載されている文書で、環境省は、こういうふうでやってくれと言っている。

電話で聞くというのは行政庁では結構あることのようだが、この「お願い」文書のお陰で、電話で聞いてきたら回答しない、聞いてくるのであれば、必ず文書にせよとなっているということなので、22 年度中にもし聞くのであったら、その文書は作ったのであろう。そうなると実際にそもそも聞いたかということが問題となるであろう。聞いた事実がなければ、文書がないということにもなるのだが、文書で出したが、その文書は保存年限を超過しているから破棄されたか、その辺りの評価になるかと思う。

当初、昭和 40 年代に水質汚濁防止法の規制が始まったときから、新しい種類の水処理の技術が出てきたり、当時存在しなかった技術なども出てきたりして、状況も変わってきている。結構制度も複雑で、この手の施設ならこういった分類になるであろうというものであっても、分類に該当したり該当しなかったりするのは、専門の行政官でないと分からないような部分があるのが現状である。

水地盤環境課の方でも、こういう照会の事例の資料集を実際に作って、それを運用に使っているので、かなりのケースについては対応できるようになっているそうである。その水地盤環境課で持っている疑義照会綴りというものは実際にあって、それでかなりの部分は対応できるが、そこで疑義が生じた場合には環境省に聞く場合は当然あるであろう。

今回、不開示といっているが、それが妥当だったか否か。本当に照会をした事実がなかったかというのがまず一つ、照会した場合に、基本は先程の「お願い」文書があるから文書で聞くと思われるが、文書を作ったか、その文書は保存年限を超過したか否か、それから検索忘れもあるのではないか、その辺りについて審査会で評価してもらうということになるかと思う。

こういう処分が出ている以上、水地盤環境課の方は当然「ない」と言うと思うが、「ない」と言った場合には、そうですかということで特に不自然な点は見当たらない、見当たらないから原処分妥当になるのかというところだが、決裁を採って、この手のものは聞くかなと思うのだが、これも担当者の方で適切に聞きたいことをまとめてファックスで送って、ファックスで回答をもらうということもあるわけで、そういう辺りも含めて実態がどうかということと、この当時どうだったか、それで記録は残っているのか。

疑義の照会綴りは水地盤環境課の方で持っているということだが、そちらについては保存文書目録には多分登録されないので、そこまで探したか、そういう検索を十分にやったか。1 年間に一つも聞かないというのは、かなり不自然だと思う。

本当にないかどうか、その辺りの調査をどの程度して、どういう結論

に至るかという判断プロセス、それから評価の部分についてどう考えるかは、実はこのケースに限ったことではなくて、過去にこの審査会に諮問された案件の中で、不存在についての異議申立ての数は多くないようだが、この手の審査のあり方として、こういう手続をとった事例があるということは、このケースに留まらない意義があると思う。

今回は不存在なので、実際に照会した事実がなかったから不存在なのか、その時点で文書はあったが文書を破棄したから不存在なのかという有意な差が存在するので、その辺りについて今回実施機関は応答していない。

確かにあるものを開示するというところだけを見れば、事実を正確に伝えれば、それで終わったという見方もあるが、やはり、なぜの部分が情報公開の理念の中では重要な位置付けを持つということからしたら、なぜないのか、その部分について今回説明が欠けているという部分があるので、その辺りについても審査会の方で調査をして、有意な答申の文書が出たらいいかなと思う。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に関する疑義について環境省へ照会する文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

都道府県あるいは水質汚濁防止法政令市が環境省に対し、水質汚濁防止法に関する疑義について文書照会する場合とは、例えば、従前は存在しなかった施設が新規開発されたため、条文や過去の通知等では特定施設に該当するか否かの判断ができない場合などであるが、地方自治の面からも一義的には自治体内部で検討し、その上で環境省に照会する必要がある場合に行うもので、その必要が生じることは稀であって、愛知県が実際に行った事例はほとんどない。

平成 22 年度において、愛知県環境部水地盤環境課（以下「水地盤環境課」という。）が環境省に対し、水質汚濁防止法に関する疑義について文書照会を行う必要は生じなかったため、本件請求対象文書を作成又は取得していない。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求す

る権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとして不開示決定を行った。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、環境省に対する文書照会は、地方自治の面からも一義的には自治体内部で検討し、その上で環境省に照会する必要がある場合に行うもので、その必要が生じることは稀であるとのことである。

当審査会が実施機関に確認したところ、水質汚濁防止法に関する疑義照会については、条文や過去の通知等で判断可能なものが多く寄せられていることから、自治体の担当部局内で十分な検討を行った上で、なお法律の解釈に疑義がある場合に限り、環境省に照会すべきであるとする文書を、環境省が平成 20 年度に発していることが認められた。こうした文書の存在からすれば、環境省に照会することは稀であるという実施機関の説明は不自然ではない。

さらに、当審査会において、実施機関の保存文書目録の関係する部分を見分したところ、本件請求対象文書の存在は確認できなかった。

したがって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとした実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　　月　　日 | 内　　　　　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２３．１１．２９ | 諮問 |
| ２４．　３．１９ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．　３．２２ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．１０．１１<br>（第 407 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１２．　４<br>（第 411 回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１２．２７<br>（第 413 回審査会） | 審議 |
| ２６．　２．１４<br>（第 417 回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．２６ | 答申 |

答申第 695 号
諮問第 1188 号
件名： 世界史中間考査問題等の不開示決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を開示すべきである。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 8 月 1 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 15 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア　異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、概ね次のとおりである。

不開示決定通知書は、不開示とする内容、「特定するに足りる事項」に、松陰高校第 1 学期中間考査 2 年世界史…ということであるが、「本件履修漏れ」とする報道記事には 2007 年度以降こうした授業をしてきた可能性があるということであるが、何年度の、定期考査問題であるかについてかは特定できない。関係すべての開示を求めるものであることを述べておく。

本件に関して他の学校で申立人が確認した内容では、不適切な履修について、県教育委員会は、「年間指導計画」と、「定期考査」から判断されたとのことであった。

年間指導計画は、適切であっても（記載上）は、定期考査から、不適切な履修ということが判断されたということであった。

異議申立人としては、開示を受けるときに、開示される、「年間指導計画書」等とともに、定期考査の内容を確認することは、不適切履修の判断のために、必要である。

定期考査は、授業の一環でもあり、また、学校職員の職務行為であり、公開されるべきものである。処分庁のいう、開示することは教育活動の適切な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものに該当するため、ということにはならない。

開示が適切な、遂行に支障を及ぼすということであるということが認められたとしても、本件は、不適切な履修についての定期考査の内容であるので、不適切な内容（不適切な履修ということが定期考査からわかる）のことがわかることに関して、適切な遂行に支障をきたすということは、矛盾する。

不適切とする内容について、公開しないということは、教育行政、学校、自らが行ったこと、「不適切なこと」を隠蔽するということになる。

これまで行った不適切な履修に関しての、定期考査について、開示することを求めるものである。

イ　意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、概ね次のとおりである。

考査について、学校当事者は、指導要領及び教科書をもとに、作成していると考えられる。

したがって、過去の問題が、推測される…ということについて、指導要領、教科書等が、問題作成のもとになっていることからすると、推測される要領教科書が、公になっていることからすると、推測できる問題を公表できないとする教育委員会の主張は理由にならない。

少しは変えたとしても、まさか過去の問題をそのまま問題として考査に使用している学校があるという実態があると教育委員会は認識されているということなのか、もしそうなら現場に対しての現実的認識が誤っている。

高校入試、公務員の採用試験等、現在は公開されている時代である。もし、教育委員会の主張されるようであるとしたら、教育委員会は、自らが関係することについて、問題用紙の流出に配慮をすることになる。現実的でもないし、「知る権利」、慣例ということなどからも不開示等は、できないことでもある。

本件請求は、不適切履修の問題による考査も含まれるから、この不適切履修内容が適正に戻ったとしたら問題も変わることは明らかである。

教育委員会の主張が通っても、不適切履修時における問題は、教育委員会の主張からしても公開されても何ら問題はないことになる。

ウ　意見陳述における主張

意見陳述における異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

今回、問題になったときに最初に気になったのは、なぜ社会科の教師が、2008 年の頃に指摘された同じような問題を、なぜ引き起こしたのか、ということだった。

高校の世界史でやる内容というのは、こういうふうだというように一

応決まっているわけだから、それをやらないということは、その内容で受けるつもりで学校に来ている生徒に対しては、契約違反ということになるのではないか。

生徒の側からすれば、テスト用紙を反復練習のための復習や検証のために、当然自分の家へ持ち帰っていると思うが、テストに、今回のように部外に出さないというようなことは書いてないと思う。

問題の傾向を予想されるから開示したくないというようなことが本当かどうかについて、教師についてそういう回答を聞くことが一番妥当じゃないかと思う。

指導方法や確認事項について秘密にしたいということだったら、それは教育という全体的な面から見て、おかしいと言える。秘密裏な学問というのは学問として成り立たないと思う。

テストという意味では同じなのに、愛知県においては、高校の考査問題だけ開示されないということは、行政の一貫性からすると、何となく、納得しがたい、分かりにくい。

もし、今回のテスト問題の全部の内容が計画どおりの内容と違うところから出題されていたら、これは開示しても問題なかったと思う。

ごく一部が法律に従った内容の出題であって、あとの部分が違法な内容であったとしたら、次回からはその違法な内容については、出題されないわけだから、今回の開示請求においては、最低その部分だけでも開示されてよかったのではないか。

一切分からないような不開示ということは、自らが行っている誤った内容を隠したいということにつながっている。

あくまでも知る権利をどれだけ満足させるかというところに、この情報開示請求の趣旨があって、とりあえず何でもいいから黒塗りにしてしまえということについては、開示請求者の求めるものに対して、何も考えずに一方的に不開示にしているということになり、知る権利を侵している。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(5)　本件行政文書について

本件開示請求書に記載のある「不適切な履修」とは、愛知県立松蔭高等学校（以下「松蔭高校」という。）が昨年度までの「世界史 A」の授業で副読本を使用した不適切な履修を行っていたことについて、平成 24 年 7 月 31 日に教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が、記者発表していたことから、当該記者発表における不

適切な履修のことであると推察される。本案件は県内の高等学校で、履修漏れが相次いで見つかった問題に伴い、松蔭高校においても平成 23 年度及び平成 24 年度における「世界史 A」の履修に問題がなかったかを調査したところ、平成 24 年度の「世界史 A」は適切に履修されていたが、平成 23 年度の「世界史 A」において不適切な履修が行われていたことが確認されたというものである。

したがって、本件請求対象文書は、松蔭高校が管理する、「世界史 A」の授業において不適切な履修を行っていたことが分かる文書であると解した。

定期考査は教育評価を行うための重要な資料であり、生徒の学習成果や妥当性、信頼性及び診断性を十分に考慮して作成されるものである。

松蔭高校は、「世界史 A」の授業において「世界史 B」の授業をしていたということであったが、「世界史 A」は近現代に関する内容を中心に学習する科目であり、「世界史 B」は原始・古代から近現代までに関する内容を通史的に学習する科目である。本件行政文書には、原始・古代から中世までの内容に関する問題は記載されているが、近現代の内容に関する問題は記載されていないことから、本件開示請求書に記載のある「不適切な履修についてわかるもの」に関して本件行政文書を特定したものである。

なお、異議申立人は、異議申立書において年度が特定できないことから、関係すべての開示を求めると主張しているが、本案件の対応について、すでに卒業した生徒の卒業認定には影響しないことを文部科学省に確認の上で、平成 24 年 3 月以前に卒業した生徒については、履修の適否を判断しておらず、調査対象とはしなかったため、調査をした平成 23 年度の文書を対象としたというものである。

本件行政文書の内容については、以下のとおりである。

ア　第 1 学期中間考査 2 年世界史

第 2 学年 1、2、3、4、5、6 組の生徒を対象に、平成 23 年 5 月 19 日に実施された世界史 A の定期考査の問題である。

イ　2 年世界史 1 学期中間考査問題

第 2 学年 7、8、9 組の生徒を対象に、平成 23 年 5 月 19 日に実施された世界史 A の定期考査の問題である。

ウ　第 1 学期末考査 2 年世界史

第 2 学年 1、2、3、4、5、6 組の生徒を対象に、平成 23 年 7 月 1 日に実施された世界史 A の定期考査の問題である。

エ　2 年世界史 1 学期期末考査問題

第 2 学年 7、8、9 組の生徒を対象に、平成 23 年 7 月 1 日に実施された世界史 A の定期考査の問題である。

オ　第 2 学期中間考査 2 年世界史

第2学年1、2、3、4、5、6組の生徒を対象に、平成23年10月21日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

カ　2年世界史2学期中間考査問題

第2学年7、8、9組の生徒を対象に、平成23年10月21日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

キ　第2学期末考査2年世界史

第2学年1、2、3、4、5、6組の生徒を対象に、平成23年11月30日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

ク　2年世界史2学期期末考査問題

第2学年7、8、9組の生徒を対象に、平成23年11月30日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

ケ　学年末考査2年世界史

第2学年1、2、3、4、5、6組の生徒を対象に、平成24年2月24日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

コ　2年世界史学年末考査問題

第2学年7、8、9組の生徒を対象に、平成24年2月24日に実施された世界史Aの定期考査の問題である。

⑵　条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、いずれも平成23年度に松蔭高校で実施された2年生世界史の定期考査の問題である。

高等学校における定期考査の問題は、当該高等学校の生徒の学習成果を効果的に評価するため、各高等学校の教育目標や生徒の状況等に応じて作成されるが、年度が変わっても各高等学校における教育目標や生徒の状況が大きく変化することはないことから、定期考査の問題の出題傾向は年度によって大きく変わることはない。

本件行政文書が開示されれば、一部の生徒のみが本件行政文書を入手して考査を受ける可能性もあり、定期考査の問題を見た生徒とそうでない生徒との間で有利不利が生じる。また、仮に、全ての生徒が過去の定期考査問題を見て、定期考査を受けたとすれば、定期考査の結果により生徒の学習成果の達成度を適切に診断するという定期考査の目的を達成することができなくなる。

また、生徒が過去の問題を知ることになれば、定期考査の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、生徒が考査範囲の一部分しか学習しなくなるおそれもある。その結果、生徒が本来身に付けなければならない知識や技能が十分定着せず、学力の低下を招くおそれもある。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、生徒を公平又は適切に教育評価することができなくなるため、当該高等学校の教育活動の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

異議申立人は、定期考査を公開しないことは「不適切なこと」を隠蔽することになると主張しているが、不適切な履修があったことについては、前記のとおり記者発表している。また、別途開示決定をした「平成 23 年度地歴科年間指導計画」によって、不適切な履修状況であることは明らかとなっていることから、本件行政文書を開示しないこととしたとしても、「不適切なこと」を隠蔽することにはならない。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

実施機関によれば、世界史 A は、本来、近現代に関する内容を中心に学習する科目であるところ、世界史 A の定期考査の問題である本件行政文書には、原始・古代から中世までの内容に関する問題は記載されているが、近現代の内容に関する問題は記載されていないことから、「不適切な履修についてわかるもの」という本件開示請求に対し、本件行政文書を特定したとのことである。

また、実施機関は、本案件の対応について、すでに卒業した生徒の卒業認定には影響しないことを文部科学省に確認したとのことであり、その結果、平成 24 年 3 月以前に卒業した生徒については、履修の適否の調査対象とはしなかったため、調査をした平成 23 年度の文書を特定したということである。

異議申立人は、本件履修漏れが何年度の定期考査の問題であるかについては特定できないので、関係文書全ての開示を求める旨を主張しているが、前記のとおり、平成 22 年度以前の文書については、不適切な履修の調査対象としていないのであれば、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア　条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方

公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　本件開示請求は、「不適切な履修についてわかるもの」であり、実施機関は、不適切な履修が行われていた平成 23 年度の定期考査問題である本件行政文書を特定したものである。

そして、ここでいう「不適切な履修」とは、本来、近現代に関する内容を中心に学習する世界史 A の授業において、原始・古代から近現代までに関する内容を通史的に学習する世界史 B の授業を行っていたというものであり、具体的には、世界史 B の原始・古代から中世までを教えていたため、世界史 A において中心的に指導すべき近現代史を学習していなかったというものである。

実施機関は、定期考査の問題の出題傾向は年度によって大きく変わることはなく、本件行政文書が開示されれば、本件行政文書を見た生徒とそうでない生徒との間で有利不利が生じるおそれ等を主張しているところ、仮に本件開示請求が通常の年度の定期考査の問題を請求するものであれば、そうしたおそれの有無についても検討の余地があるものと思われる。

しかしながら、本件行政文書は、通常の年度の定期考査の問題ではなく、不適切な履修が行われた当該年度の定期考査の問題であり、そもそも考査の対象となる履修の範囲、密度等は、不適切な履修という特殊な履修が行われた当該年度固有のものであって、通常の年度と同列には論じがたいものと解される。

したがって、不適切な履修が行われた当該年度の定期考査問題である本件行政文書を開示したとしても、実施機関の主張するような教育活動の適切な遂行に支障を及ぼすおそれは、想定しがたいと考えられる。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

別記

松陰高校

・第 1 学期中間考査 2 年世界史
・2 年世界史 1 学期中間考査問題
・第 1 学期末考査 2 年世界史

・2 年世界史 1 学期期末考査問題
・第 2 学期中間考査 2 年世界史
・2 年世界史 2 学期中間考査問題
・第 2 学期末考査 2 年世界史
・2 年世界史 2 学期期末考査問題
・学年末考査 2 年世界史
・2 年世界史学年末考査問題

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
| --- | --- |
| ２４．９．２１ | 諮問 |
| ２４．１１．５ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１１．７ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．８．２９<br>（第403回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．９．２０<br>（第405回審査会） | 異議申立人の意見陳述 |
| ２５．１２．２７<br>（第413回審査会） | 審議 |
| ２６．２．１４<br>（第417回審査会） | 審議 |
| ２６．３．２６ | 答申 |

答申第 696 号
諮問第 1190 号
件名：児童生徒の事件等報告書の不開示（不存在）決定に関する件

# 答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が「文部科学省初等中等教育局児童生徒課へ送付した「児童生徒の事件等報告書」H19 年度～H24 年度」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 8 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 20 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

愛知県県民生活部学事振興課私学振興室においては、平成 19 年度から平成 24 年度において文部科学省初等中等教育局児童生徒課（以下「児童生徒課」という。）へ送付した児童生徒の事件等報告書（以下「事件等報告書」という。)が存在せず確認できないため、愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）へ問い合わせたところ、事件等報告書は、児童生徒課が平成 18 年 12 月 17 日付け事務連絡「「児童生徒の事件等報告書」について」(以下「国事務連絡」という。)によって、各都道府県及び指定都市の教育委員会の生徒指導担当課に情報提供を求めたものをいうとのことであった。

国事務連絡の内容は、児童生徒が自殺を企図した場合（自殺が疑われる場合も含む。)、学校内外を問わず、児童生徒が他の児童生徒等の生命に関

わるような重大な犯罪又は触法行為を起こした場合及びこれらの場合以外で児童生徒が重大な犯罪又は触法行為を起こした場合（必要に応じて）に、児童生徒課に情報を提供するよう依頼するものであるとのことである。

本件開示請求は、知事に対するものであることから、本件請求対象文書は知事が平成 19 年度から本件開示請求のあった平成 24 年 8 月 6 日までの間に作成又は取得した事件等報告書のうち、児童生徒課へ送付したものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条においては、地方教育行政に関する地方公共団体の長の職務権限が限定的に定められており、その中に私立学校に関する事務が含まれている。

しかしながら、国事務連絡は、前記(1)のとおり、都道府県等教育委員会宛の文書であって、知事宛の文書ではなく、教育委員会を経由して情報を提供するよう求めるものでもない。

念のため、児童生徒課に確認したところ、国事務連絡は、各都道府県及び指定都市の教育委員会にのみ依頼しており、各都道府県知事部局私立学校担当部局宛に別途、同内容の事務連絡を発出していることはないとのことであった。

したがって、知事が児童生徒課に事件等報告書を送付することはないため、本件請求対象文書を作成又は取得することはない。

4　審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア　当審査会において実施機関に確認したところ、文部科学省から発出される文書のうち、都道府県や指定都市の教育委員会を対象としているものは、宛先が各都道府県・指定都市教育委員会宛の記載であるとのことであり、併せて私立学校の担当課も対象とするときは、各都道府県私立学校主管課等の宛先が併記されているとのことである。

　また、実施機関が文部科学省に確認したところ、国事務連絡を各都道府県私立学校主管課宛に発出したことはないとのことであった。

イ　当審査会において、実施機関が県教育委員会から入手した国事務連絡を見分したところ、宛先は「各都道府県・指定都市教育委員会生徒指導担当課御中」とのみ記載されており、各都道府県私立学校主管課宛の記載は認められなかった。また、国事務連絡の内容を確認したところ、私立学校を報告の対象とする旨の文言の記載は認められなかった。

ウ　以上のことからすれば、国事務連絡は私立学校を対象とするものではなく、知事が児童生徒課に事件等報告書を送付することはないものと解される。

　よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２４．１０．２３ | 諮問 |
| ２４．１２．１４ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２４．１２．１９ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．１１．２８<br>（第 410 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２５．１２．２０<br>（第 412 回審査会） | 審議 |
| ２６．３．　３<br>（第 418 回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．２６ | 答申 |

答申第697号
諮問第1195号
件名：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についての一部開示決定に関する件

# 答　　申

1　審査会の結論
　愛知県知事（以下「知事」という。）が「平成 23 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、調査票情報を不開示としたことは妥当である。

2　異議申立ての内容
(1)　異議申立ての趣旨
　本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 9 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 26 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。
(2)　異議申立ての理由
　異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 1 号に該当しないというものである。

3　実施機関の主張要旨
　実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。
(1)　本件行政文書について
　本件行政文書は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課（以下「児童生徒課」という。）が平成 24 年 2 月 17 日付け 23 初児生第 38 号「平成 23 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼）」で本県に依頼した「平成 23 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「本件調査」という。）において、本県が児童生徒課に提出した文書であり、私立学校から本県に提出された調査票及び本県がそれらを集計した調査票である。
(2)　条例第 7 条第 1 号該当性について
　本件調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項に基づき、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人

その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査であるため、同項の「統計調査」に該当するものである。統計調査における調査票情報については、法第 40 条第 1 項において、統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供してはならないと定められている。そして、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいう（法第 2 条第 11 項）ところ、本件行政文書は、統計調査によって集められた情報であり、条例第 7 条第 1 号の法令の定めるところにより公にすることができないと認められる情報に該当する。

4　審査会の判断

(1)　判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件調査は、児童生徒課が各都道府県私立学校主管部課長等へ依頼し、実施した調査であるとのことであり、このうち、私立学校についての調査は、私立学校に関する事務を分掌する愛知県県民生活部学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）が行ったとのことである。

本件行政文書は、私学振興室が管理する本件調査に関する調査票であり、愛知県内の各私立学校から私学振興室に提出された調査票及び私学振興室がそれらを集計した上で児童生徒課へ提出した調査票である。

(3) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア　条例第 7 条第 1 号は、法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報が記録された行政文書は、不開示とすることを改めて規定するとともに、国の法的拘束力のある指示により公にすることができない情報が記録された行政文書についても、法令又は条例の規定と同様に不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書のうち、実施機関が不開示とした部分である調査票情報が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ　実施機関に確認したところ、本件調査は、児童生徒の問題行動等につ

いて、全国の状況を調査及び分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組みのより一層の充実に資するとともに、本件調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応に繋げていくことを目的とした調査であるとのことである。

ウ　法では、第 2 条第 5 項において、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査というと規定している。また、同条第 11 項において、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいうと規定し、さらに、第 40 条第 1 項において、地方公共団体の長その他の執行機関は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定している。

エ　当審査会において、実施機関から、本件調査の実施要項の提出を受け、これを見分したところ、本件調査は、法に基づく一般統計調査である旨の記載があることが認められた。一般統計調査は、法第 2 条第 7 項により、統計調査のうちの一つとされているものであることから、本件調査は、法第 2 条第 5 項で規定する統計調査であると認められる。

　よって、本件行政文書のうち、実施機関が不開示とした部分は、統計調査である本件調査によって集められた情報であり、文書等に記録されているものであることから、法第 2 条第 11 項で定める調査票情報に該当するものと認められる。

オ　したがって、本件行政文書のうち、実施機関が不開示とした部分である調査票情報は、条例第 7 条第 1 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

| 年　月　日 | 内　　　　　　　　　容 |
|---|---|
| ２４．１２．２１ | 諮問 |
| ２５．　２．　１ | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| ２５．　２．　５ | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| ２５．１１．２８<br>（第 410 回審査会） | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| ２６．　１．１４<br>（第 414 回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．　３<br>（第 418 回審査会） | 審議 |
| ２６．　３．２６ | 答申 |